

平成 29 年 12 月天栄村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	14
北 島 正 君	14
熊 田 喜 八 君	22
円 谷 要 君	36
散会の宣告	45

第 2 号 (12月6日)

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	47
欠席議員	47
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	47
職務のため出席した者の職氏名	48
開議の宣告	49
議事日程の報告	49
陳情の付託	49
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	49

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
延会の宣告	6 0

第 3 号 (12月7日)

議事日程	6 1
本日の会議に付した事件	6 1
出席議員	6 1
欠席議員	6 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 1
職務のため出席した者の職氏名	6 2
開議の宣告	6 3
議事日程の報告	6 3
議案第4号の質疑、討論、採決	6 3
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 3
陳情審査報告	9 5
閉会中継続審査申出	9 6
日程の追加	9 8
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
閉会の宣告	1 0 0

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成29年12月天栄村議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年12月5日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克	彦 君	6番	揚 妻 一	男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜	八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和	吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
教 育 長	増 子 清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄 精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠 さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤 伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田 典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻 浩 之 君

建設課長	内	山	晴	路	君	会 管	理	計 者	森		廣	志	君
湯 支 所 本 長	星		裕	治	君	天 保	育 所	栄 長	兼	子	弘	幸	君
学 校 教 育 長	櫻	井	幸	治	君	生 涯	学 習	長	小	山	富	美	夫 君

職務のため出席した者の職氏名

参 議 事 務 局 長	伊	藤	栄	一		書 記	牧	野	真	吾
書 記	大	須	賀	久	美					

◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、平成29年12月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成29年12月天栄村議会定例会は成立いたしました。

これより、平成29年12月天栄村議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 渡 部 勉 君

8番 熊 田 喜 八 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る11月28日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成29年12月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は、12月5日より8日までの4日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長からの報告がありましたとおり、本日より12月8日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例議会の会期は、本日12月5日から8日までの4日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎定期監査・財政援助団体等に関する監査・例月出納検査の結果

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、定期監査・財政援助団体等に関する監査並びに例月出納検査の結果について、皆様のお手元に配付しておきました報告書のとおりでご了承願います。

◎村長行政報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、村長行政報告。

村長より平成29年12月定例会における行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、平成29年天栄村議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、議案11件をご審議いただくわけではありますが、議案の説明に先立ち、9月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

まず、11月29日に、東京NHKホールにおきまして全国町村長大会が開催され、平成30年度政府予算の編成に当たっての国に対する要望内容が次のとおり決議されましたので、内容

をご報告いたします。

『町村の多くは、農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

しかしながら、町村は急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

加えて、東日本大震災、熊本地震及び集中豪雨等による大規模災害の被災地における復旧・復興をはじめ、一億総活躍の実現に向けた更なる地方創生の推進のためには、国と地方が総力を挙げて取り組んでいかななくてはならない。

我々町村長は、相互の連携を一層強固なものにしながら、直面する課題に積極果敢に取り組み、地域特性や資源を活かした施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進する決意である。

よって、町村が自主的・自立的にさまざまな施策を展開しうよう、特に次の事項の実現を強く求める。

1、東日本大震災、熊本地震及び豪雨災害等からの復興の加速化を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること。

2、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。

3、地方分権改革を推進すること。

4、道州制は導入しないこと。

5、参議院の合区を早急に解消すること。

6、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。

7、ゴルフ場利用税及び償却資産に係る固定資産税を堅持すること。

8、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。

9、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。

10、農林漁業者が将来に希望を持てるよう、TPP・日欧EPA対策に万全を期すこと。

11、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むこと。』

以上の11項目であります。

また、森林環境税の実現に関しまして、『森林は国民共有のかけがえのない財産であり、将来にわたり森林を守り育てていくことは、地球温暖化の防止のみならず、災害に強い国土の保全、清らかな水資源のかん養など、安心して豊かな国民生活を維持していく上で極めて重

要な役割を果たし、都市、地方を問わず広く国民の一人一人が多大な恩恵を受けるものである。そして、その重要な担い手がまさに山林を多く抱える町村である。

しかしながら、町村の森林の現場においては、森林所有者の特定の困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。森林の現場に近く、所有者に最も身近な存在である町村が、こうした課題に主体的かつ積極的に取り組み、森林・林業施策の推進を通して国民の生活を支える重要な役割を十分に果たしていくためには、何よりも町村の森林整備等に必要な恒久的で安定的な財源の確保・充実が不可欠である。

この喫緊の課題に対処するため、政府与党は個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向け、平成30年度税制改正において結論を得ることとしている。

全国森林環境税の創設は、町村の長年の悲願であり、我々は平成30年度税制改正において確実に全国森林環境税が実現されるよう強く求めるものである。』との特別決議を全員一致で決議したところであります。

大会の報告は以上であります。

さて、行政運営につきましてご報告申し上げます。

まず、消防防災関係につきましては、住民の防災意識の高揚と関係機関が緊密に連携した消火体制を確立するため、10月29日に高林行政区において、広域消防本部を初め村消防団、女性消防隊、高林地区自主防災組織による模擬火災訓練を実施いたしました。当日は、屋内スポーツ運動場において秋季検閲式も行い、消防団員の士気高揚を図ったところであり、議員の皆様には、ご臨席を賜りましたことに厚く御礼を申し上げます。

次に、今年6月に契約をしました小型動力ポンプ付積載車購入事業につきましては、12月6日に納車予定であり、当日、消防団に引き渡しを行い、2分団第3班の西郷区に配置されるところであります。

次に、地方創生総合戦略の推進につきましては、まず今年度2回目になります「地方創生有識者会議」を11月に開催し、現在までの事業の進捗状況の報告や、今後の事業等についてご意見等をいただきました。

また、本年は戦略計画期間の中間年度でもあることから、これまでの検証と、いただいたご意見等を踏まえ、今後における人口減少対策に知恵を絞り、行動を起こして参ります。

具体的な定住・二地域居住推進では、9月上旬と10月中旬に都内において開催された移住交流フェアや移住促進セミナーに参加いただいた方々に天栄村を積極的にPRしてきたところであり、昨年、都内より移住されたご家族の交流から、さらなる移住希望の声もあり、人の輪がよい循環を生んでいる状況であります。これも地域の方々の温かい受け入れのおかげ

であり、改めて村民の方々に感謝申し上げますとともに、引き続き様々な方々との交流を大切にしながら、移住・定住対策を進めて参ります。

次に、国の地方創生推進交付金事業の新規就農者支援センターの運営関係では、11月に県の合同説明会に参加し、今年度新規就農者となられた方々とともに呼びかけを行って参りました。来場者の中には天栄村に住んで農業をしたいと切に希望されている方もおられましたので、今後も連絡を取り合いながら、定住そして就農へのお手伝いができるよう関係各所と協力をして参ります。

また、県のモデル事業において、「農業女子モニターツアー」として11月に関東圏から農業に関心のある女性の方々が村内を訪れ、収穫作業などを体験しながら村の魅力に触れていただきました。今後も農業担い手の開拓や確保につながるよう関係機関と連携をしながら効果的な取り組みを実施して参ります。

次に、「こども未来応援事業」では、8名のチャレンジを応援し、特に中学生の「世界を平和にする仕事をしたい」の夢応援では、実際に国連本部を見学し、広報局の幹部の方々と面談を行い、英語でスピーチするなど貴重な経験をされたことで視野が広がり、今後の成長が期待される体験となりました。

また、陸上選手の夢では、元オリンピック選手の高橋千恵美さんによる指導教室が行われ、改めて体づくりや経験の大切さを教えていただき、日本を代表するアスリートと交流しながら、さらに陸上への意欲が高まった体験となりました。今年度の事業は終了となりましたが、今回の内容を検証し、来年度はさらに子ども達の夢の応援につながるよう工夫をして参ります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、10月末までの寄附が886件、金額では1,701万円となっております。今後も村ならではの特色をアピールし、関心を持っていただけるよう努め、その中から応援をいただける流れをしっかりと創って参りたいと考えているところであります。

次に、健康づくり対策につきましては、各種健診の無料実施を初め、ピロリ菌検査の助成、減塩対策、健康チャレンジポイント事業等を実施しており、多くの村民に活用していただいているところであります。このうち、健康チャレンジポイント事業では、11月末現在、昨年度を上回る325名の皆様にご参加いただき、日々健康づくりに励んでいただいているところであります。既に40名の方が目標を達成され、記念品及び連携して実施しております県の「ふくしま県民カード」の交付を受けたところであります。

また、減塩対策としましては、村栄養士の指導のもと食生活改善推進員の皆様による「乳製品で減塩チャレンジ伝達講習会」を開催しましたところ、5日間で82名が参加され、家庭でできる減塩の工夫について学ばれました。

さらに、10月29日の「健康福祉まつり」にあわせて開催いたしましたヘルスチェックコーナーでは、県医師会の協力により医師や栄養士の無料相談会や骨密度検査、血管年齢測定、体脂肪測定等を実施し、延べ227名の村民の皆様が受診され、健康についての深い関心を持つ機会となりました。

また、子どもたちの虫歯予防対策であるフッ化物洗口事業につきましては、昨年度から開始して今年11月でちょうど1年を経過し、村内各学校、幼稚園で合計481名の児童生徒たちが順調に実施しているところであります。これらの事業は、村民の健康意識の高揚や健康的な生活の定着を推進するため、今後も継続して参りたいと考えております。

次に、放射線の健康管理対策につきましては、中学生以下の子どもたち合計297名に実施した外部被ばく線量の測定結果について、県の「放射線と健康アドバイザーグループ」より、「健康に影響が心配されるレベルにはない」という評価をいただき、先般、受診者に結果をお伝えしたところであります。今後も定期的な検査の実施や正確な情報の提供に努め、村民の長期的な健康管理と安全・安心の確保につなげて参ります。

次に、障がい福祉につきましては、平成30年度から3カ年を計画期間とする第四次障がい者計画・第五期天栄村障がい福祉計画・第一期障がい児福祉計画の策定に向けて、生活と福祉に関するニーズ調査を、障がい者の方を対象に実施いたしました。障がい福祉に関するご意見を伺い、調査結果をもとに計画策定に当たっての貴重な資料とさせていただくところであります。

次に、高齢者福祉につきましては、村敬老会を9月16日に開催いたしました。今年は、約400名の高齢者の方々にご出席いただき、式典終了後は、買い物ブースでの買い物や村内芸能団体によるアトラクションで、出席者には楽しい時間を過ごしていただきました。

湯本地区におきましては、湯本デイサービスセンターの開所式が10月2日に行われ、11月末現在、延べ195名の方が利用されており、身体機能の維持、体力増進のための体操やレクリエーション等の活動が行われております。

また、湯本地区の高齢者の方々に住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし続けることができるよう、生活支援拠点の場として「いきいき湯本サロン」や「認知症カフェ」等でも利用していただいているところであります。

高齢者世帯巡回事業におきましては、今回、須賀川消防署湯本分遣所と一緒に湯本地区のひとり暮らし・高齢者世帯を巡回し、冬期間に向けて火災予防の啓発を実施しました。

次に、児童福祉につきましては、10月29日に健康福祉まつりを村文化祭にあわせ開催し、当日はあいにくの雨となりましたが、大型遊具等も多くの家族連れでにぎわいを見せました。また、福祉バザーや炊き出し訓練等も行われ、バザーの収益金は全額、村社会福祉協議会へ寄附させていただいたところであります。

次に、税務関係につきましては、平成31年10月より引き上げが予定されております消費税の軽減税率制度の説明会を9月13日に村生涯学習センターにおいて、須賀川税務署並びに天栄村商工会との共催にてとり行いました。今後においても円滑に制度移行が進むよう、住民に向けた説明会及び広報等による周知に努めて参ります。

また、滞納者対策につきましては、村税等特別滞納整理対策会議を10月に開催し、秋の収穫期から年末にかけて、村税、上下水道料、介護保険料について、全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問徴収を行い、収納率の向上に努めているところであります。

次に、国土調査につきましては、湯本第24地区の野仲、関場等の調査がほぼ完了し、仮閲覧の準備を進めているところであります。また、広戸第25地区の沖内に関しましては、一筆地調査が終了し、図根三角点等の設置作業を進めているところであります。

次に、農業関係につきましては、まず、平成29年産米の生産調整の状況は、地域間調整による主食用米作付面積の確保並びに飼料用米及び酒造用米への作付転換の推進により、主食用米の作付面積は732ヘクタールとなり、目標達成となったところであります。

作柄状況につきましては、10月31日に東北農政局から10月15日現在における米の作況指数が公表され、福島県は、8月の日照不足や低温の影響により「100」の「平年並み」となり、「やや良」であった昨年に比べると、収量の減少が見込まれております。買い取り価格につきましては、JAのコシヒカリで60キロ当たり1万3,200円、前年比1,700円の増となり、2年連続の引き上げとなったところであります。

米の食味コンクールにつきましては、11月3日に「第10回天栄米食味コンクール」を開催し、92点の出品の中から5名の方が金賞を受賞されました。また、11月25日に山形県真室川町で開催された「第19回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、過去最多の5,600点の出品があった中、国際総合部門において兼子孝昭さんが特別優秀賞を受賞されました。心よりお祝いを申し上げるとともに、食味向上に向けたご労苦に対し、敬意を表する次第であります。

米の全量全袋検査につきましては、9月25日の検査開始から11月末までに約12万6,000点余りの検査を終えており、全て食品衛生法の基準値未満となっております。

次に、林業関係につきましては、下松本及び牧之内地区の森林約50ヘクタールにおいて、森林整備や放射性物質対策を行う「ふくしま森林再生事業」を進めております。

有害鳥獣対策につきましては、11月14日までの有害鳥獣の捕獲期間中、捕獲頭数はツキノワグマ12頭、イノシシ57頭、鹿9頭でありました。

次に、商工観光関係につきましては、10月1日に2回目となる「天栄村清酒で乾杯」を開催し、村内外からの参加者約300名に、村内2つの蔵元の日本酒と、村内事業所による村の特産品を使った料理を楽しんでいただきました。

また、10月14日に開催した「羽鳥湖高原健康ウオーク」は、あいにくの雨模様でありましたが約1,000名が参加されました。参加者には、好評をいただいている長ネギやヤーコンカレーの振る舞いに加え、今年は10回目の開催を記念し天栄米をプレゼントするなど、観光交流人口の拡大とともに、イベントを通じた村特産品の普及、販売促進にも努めているところでもあります。

平成31年9月に本村で開催予定の「第89回F I C Cオートキャンプ世界大会」につきましては、10月2日から4日までの3日間、松崎実行委員長や日本オートキャンプ協会の役員とともに台湾大会に参加し、会場地や大会内容を視察するとともに、「ジャパン・ナイト」として催されたパーティーにおいて本村の魅力や福島安全・安心を紹介するなど、再来年の大会への参加誘致を行って参りました。

また、11月12日、13日には、F I C Cのペレイラ会長らによる羽鳥湖周辺の会場視察や地元との意見交換、内堀知事への協力要請が行われるなど、大会に向けた動きが本格化してきており、今後、実行委員会や県などの関係機関・団体と協議しながら、大会成功に向けた所要の措置を講じて参りたいと考えております。

次に、後継者対策につきましては、今年2回目の婚活パーティーを11月25日に、須賀川市内のホテルにおいて鏡石町との共催により実施いたしました。男性21名、女性20名が参加し、4組のカップルが誕生したところであります。

次に、放射性物質の除染土壌等につきましては、大里中部地区仮置場の搬出が終了し、現在、今坂地区及び中屋敷地区仮置場の輸送を実施しているところであります。今後、搬出終了の仮置場については、地権者等と協議を進めながら土地の返還に向けて原形復旧に努めて参りたいと考えております。また、各仮置場において、上部シート未設置の箇所につきましては、除染土壌等の移設を行いながら、順次、上部シート設置を進め、今後とも適切な管理を実施して参ります。

次に、道路整備事業につきましては、復興庁の補助事業であります道路等側溝堆積物撤去工事では、湯本地区を9月に発注、牧本地区を10月に発注し、今後は大里、広戸地区の発注に向けて準備を進めているところであり、安全・安心な生活空間の確保に向けて取り組んでいるところであります。

また、社会資本整備総合交付金事業では、桑名橋橋りょう補修工事を9月に、仲川原橋橋りょう補修工事を10月に発注し、そのほか、二岐線落石防止柵設置工事、児渡滝田線道路改良工事などの発注のほか、各地区の道路補修工事等、順次整備に努めているところであります。

農業土木事業の農道整備につきましては、田良尾字野仲地区の改良舗装工事、下松本字要田地区及び大里字寺ノ内地区の農道整備工事を9月に発注し、年内には完了の予定でありま

す。

天栄村民間賃貸住宅建設事業助成金交付事業では、1事業者1件の交付決定を行い、飯豊地区内に賃貸住宅建設を進めているところであります。また、完了に先駆け、入居者の募集を行っている状況と伺っております。

次に、湯本・野仲地区簡易水道事業では、湯本地区、田良尾地区の管路舗装本復旧工事2工区までの発注を行い、湯本地域については完了し、田良尾地区については年内完了を目指し進めているところであります。

上水道事業の石綿セメント管更新事業では、県道十日市矢吹線の高林地区の配水管布設替工事を発注し、年度内の完了を予定しているところです。

次に、学校教育関係につきましては、「英語の村てんえい」推進事業として、9月5日から3日間、今年で4年目となる神田外語大学の学生による英語教育実践活動を、幼稚園、小・中学校において実施し、昨年度までの反省に基づき学生たちが考えた授業案により、それぞれの発達段階に応じた教育プログラムを実践し、子どもたちも楽しく英語に親しむことができ、積極的に英語を話そうとする姿も見られました。また、ブリティッシュヒルズでの異文化体験授業につきましても、11月末までに各小・中学校での体験活動がほぼ終了したところです。

「つなぐ教育」推進事業につきましては、9月15日に天栄中学校において、県内外から150名の教育関係者が集まり公開授業研究会を開催し、「国語科授業づくり5つのポイント」並びに「外国語活動・英語科授業づくり5つのポイント」を共通実践事項と掲げ、主体的な学びを促し、学び合いにより言語活動の定着度を評価するとともに、平成32年度からの小学校における外国語教科化を見据え、外国語指導助手を活用した授業により、日本語と外国語の音の違いに気づかせるなど、外国語への慣れ親しみや、コミュニケーションへの関心・意欲といった課題について検討する機会となりました。

また、11月8日には、村公立学校PTA連合会主催の「村拡大総合教育会議」を開催し、県中教育事務所指導主事を招へいしてのご講演をいただき、今、子どもたちに求められている力についての方向性などの有意義な意見を交換したところであります。

また、今春、小学6年生と中学3年生を対象に実施いたしました全国学力・学習状況調査の結果も公表となり、本村の結果は、小学校の国語・算数においては、ほぼ全ての領域で全国・県の平均を上回るとともに、中学校の国語・数学においては県平均並みで、昨年度より全ての教科で向上が見られました。

子どもたちの活躍につきましては、天栄幼稚園年長児が、福島県火災予防絵画・ポスターコンクールにおいて最優秀賞を受賞、大里小学校においては、昨年に引き続き福島県書道連盟選抜展で最優秀団体賞・福島市長賞を受賞、個人でも7名の児童が入選、さらには、天栄

中学校女子駅伝部が福島県大会を制覇し、11月4日に開催された東北大会で第2位、さらには今月17日に滋賀県で開催予定の全国大会への出場権を獲得するなど、他にも多くの競技やコンクール等で素晴らしい成績をおさめております。

このほか、それぞれの学校においては、広戸小学校「夢フェスタ」、大里小学校「ほしぞら集会」、牧本小学校「学習発表会」、湯本小学校「ゆもとっ子祭り」と題して、日頃の学習の成果を披露するとともに、文化祭等においても英語に関する発表もあり、学校と地域が一体となった学習発表となったところであります。

また、幼稚園においては、10月8日に天栄幼稚園運動会を実施するとともに、天栄幼稚園児と湯本幼稚園児と一緒に学ぶ交流会が11月8日で終了したところであります。他にも、両幼稚園においては、普段の幼稚園生活の様子や子どもたちと一緒にふれ合う機会を設けたフリー参観や幼児劇鑑賞、幼年消防クラブ活動など、行事や保育内容を工夫して、保護者や地域との連携や読書活動の推進のため絵本の貸し出しなど、特色ある教育活動の実践を行っております。

次に、生涯学習関係につきましては、まず、9月3日に第32回羽鳥湖畔マラソン大会を、天栄村羽鳥湖高原交流促進センターを会場として、約1,000名の選手の参加のもと開催いたしました。当日は、台風の影響もあり強風の中の実施となりましたが、選手の皆さんは自己記録の更新を目指し、秋晴れの爽やかな羽鳥湖畔の自然を楽しみながら走っておられました。また、今年もたくさんの企業にご協賛をいただき、マッサージやキュウリの一本漬け、ミネラルウォーターなどを提供したところ、選手の皆さんに大変好評をいただいたところです。

9月8日には、家庭劇場を村体育館と天栄幼稚園において開催し、子供たちの情操教育の一環として、演劇や人形劇を鑑賞していただきました。

9月16日には須賀川市で市町村対抗福島県軟式野球大会を、10月14日には相馬市において市町村対抗福島県ソフトボール大会がそれぞれ開催され、天栄村チームも参加いたしました。結果は惜しくも1回戦敗退でしたが、はつらつとした選手のプレーに球場内の観客から大きな声援をいただいたところです。

10月15日には、村内の各種芸能愛好者の皆様が出演した芸能発表会を天栄村生涯学習センターにおいて開催いたしました。日頃から練習を積んでこられた皆さんの発表の場の提供を目的に、広く募集をしたところ踊りや民謡、フォークソングやカラオケなど、延べ31もの発表がありました。また、当日は、発表者の応援に村内各地から多数のお客様に足を運んでいただき、大変好評を得たところです。

10月29日には、天栄村体育館において第53回天栄村文化祭を開催いたしました。前日の28日には、生涯スポーツフェスティバルと作品展示を総合農村運動広場と村体育館で、当日は作品展示に加え、健康福祉まつりを村体育館と山村開発センターで行いました。また、体育

館のステージでは、小・中学生による演奏や応援団の発表、また、お笑い芸人によるステージなどを開催し、来場した多くの皆様にお楽しみいただきました。さらに、今年度より村自慢大会を開催したところ、小・中学生から一般の方まで11名の発表者がそれぞれ趣向を凝らした形で発表していただき、我が村の魅力を発信できたものと考えております。

11月19日には、第29回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が開催されました。本村においては、中学生を中心とした選手で臨みましたが、女子が走る4区間のうち3区間において、本村の中学生女子が村の部区間賞を獲得するほか、それぞれの選手が自己記録の更新をするなど、選手の目覚ましい活躍のおかげで、総合成績38位、5時間46分55秒と昨年から大幅に順位を上げ、敢闘賞を受賞することができました。当日は、議員の皆様には朝早くからご声援いただき、誠にありがとうございました。

湯本公民館においては、11月4日、5日の2日間、第42回湯本地区文化祭を開催し、園児による劇、小学生の劇、合奏、中学生の太鼓、よさこい、地域住民の芸能発表、特別企画のフラダンスショーなど、来場した皆様に楽しんでいただきました。

また、11月からスキルアップ講座を開設しました。初回は料理教室を行い、13名の方が参加していただき、楽しい憩いの場となりました。

続きまして、本定例会に提案いたしました議案11件の大要についてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の報告及び承認につきましては、10月22日に執行された第48回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の執行経費として歳入歳出それぞれ1,056万5,000円を計上し、専決処分を行ったため、報告及び承認を求めるものであります。

議案第2号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、企業の固定資産税課税免除に係る減収補填のための関係法令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号 工事請負契約の締結につきましては、通学路の安全確保及び冠水防止のための児渡滝田線道路改良工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 平成29年度一般会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億7,169万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億2,408万5,000円とするものであります。

議案第5号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,096万5,000円とするものであります。

議案第6号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,200万2,000円

とするものであります。

議案第7号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出の総額からそれぞれ1,032万円を減額し、歳入歳出それぞれ4,364万5,000円とするものであります。

議案第8号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち歳出予算を補正するものであります。

議案第9号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算のうち歳出予算を補正するものであります。

議案第10号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出にそれぞれ2万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,704万8,000円とするものであります。

議案第11号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、収入支出予算の総額にそれぞれ126万円を追加補正するものであります。

以上、行政報告並びに議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成29年12月5日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。11時まで休みます。

(午前10時46分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎一般質問

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

今定例会における一般質問は3名です。質問は、1番、北畠正君、8番、熊田喜八君、2番、円谷要君の順に行います。

質問者の質問の持ち時間は、1人40分であります。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇ 北 畠 正 君

○議長（廣瀬和吉君） 初めに、1番、北島正君の一般質問の発言を許します。

1番、北島正君。

〔1番 北島 正君質問席登壇〕

○1番（北島 正君） 天栄村議会会議規則第61条第2項に基づき、一般質問を行います。

30年度の予算については、村の振興計画と各行政区からの要望などに基づき、各課において編成作業が行われると思います。新年度における重点事業及び目玉事業についてどうなのか、また、新規事業の予定について伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

新年度の重点施策についてであります。先般、当初予算編成事務説明会を開催し、予算編成に当たっての考え方を職員に示したところでございます。

本村においても人口減少、少子高齢化への対策が大きな課題であり、この課題に対処し、第5次天栄村総合計画の将来像「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」を実現するため、5つの基本目標、「みんなで安全・安心な環境づくり」、「みんなで支え合い築く健康づくり」、「みんなで地域を活かした産業づくり」、「みんなで心豊かな人づくり」、「みんなで未来につなぐ村づくり」の推進に必要な事業を最優先かつ重点的に実施して参ります。

具体的には、安心して快適に暮らせる住環境整備として橋りょう補修工事、心と体の健康づくりとして各種がん検診等の健康増進事業、安心して子育てができるよう放課後児童クラブ事業等の各種子育て支援事業、活力ある農業の推進として農業用パイプハウス設置事業、地域資源を活用した観光振興として合宿誘致助成事業、子供たちの心身ともに健康で豊かな心を育むため学校給食センター改築事業や、こども未来応援事業、村民と行政の協働体制づくりとして行政区協働の里づくり交付金事業等に引き続き取り組んで参ります。

なお、新年度における新規事業等については、各課で予算要求の事務を進めているところであり、決定した段階で報告させていただきたいと思っておりますので、ご了承くださるようお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、次の点について伺いたいと思っております。

防犯灯の整備を今年実施しましたが、来年度も実施するのか。村総合計画のアンケート調査によれば、村の好きな場所と好きでない場所という項目で、空き家があるところや街灯がないところなどが挙げられている。それらから防犯灯の整備を今年実施しましたが、来年度も実施するのか、その点について伺いたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

防犯灯の整備事業につきましては、今年度各行政区のほうへの補助事業といたしまして、これまであった防犯灯のLED化ということで実施しております。9月で補正をさせていただきましたが、まだ足りない分がございますので、12月今議会も補正のほう上げさせていただいております。また、その中で今年度は実施しないで来年度実施するというような行政区もございます。その分につきましては、来年度の予算のほうを確保いたしまして実施していきたいと思っております。そのほか、村で設置する防犯灯ですが、こちらは各行政区区長さんからの要望によりまして新設をしております。これらにつきましては、要望を勘案しながら今後実施して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 今、行政区の要望等を活かしてやっているということなんですが、ずっと見ますと行政区境の場所やカーブなど、あと通学路等、そういうところが少なく見えるんですが、そういう点はどういうふうに反映していくのか。また、前もお話が出たかと思うんですが、行政区で持てないようなところ、それについては電気料を村で負担するようなことで考えて実施するというのはどうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

先ほど行政区からの要望等を受けてというようなお話をさせていただきましたが、確かに行政区の境のところ、あるいは通学路という部分もございます。その辺につきましては、現地のほうを確認しながら、あと現在、通学路ということで村のほうで防犯灯を設置して、村のほうで電気料を支払っているところもございます。そういうところもございますので、その辺も、今後場所を見ながら整備のほうを進めて参りたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） そうですね、隣の長沼なんかを見ますと、合併前ですけども、通学路になっている市道というところには、大体、電話柱1本置きくらい、約80メートル間隔に街灯がついているので、やっぱり明るい村づくりと基本計画にものっかっているわけですから、やっぱりそこら辺は考えて、ぜひ実践していただきたいと思うんですが、その点、再度、どうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

通学路等やはり暗いと危険性もありますので、その辺は現地を確認しながら設置をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、現地をよく確認して、本当に子供らが危なくないように通学できるように、そういう場所を見つけて実施するよう予算化していただきたいと思います。

では、次に、今、国で幼児教育の無料化とかと言っておりますけれども、村では来年度から、これから幼児教育とか、今現在、幼稚園は無料化になっておりますけれども、保育料の無料化というふうな観点はどういうふう考えているのか、お願いしたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

保育料の無料化につきましては、村の保育料につきましては他の市町村に比べて低い設定になっております。また、第3子以降の多子世帯に対する保育料の補助や、あと幼稚園、保育所、同時入所の場合の保育料の軽減措置とかを行って、子育て支援のほうを行っておりますので、今現在のところ無償化にするというような考えはしておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 今現在、軽減されているということはわかるんですが、国なんかは所得税が云々なんていうことで無料化という考え方を持っているみたいですので。確かに予算で688万の収入を見込んでいるから、それがなくなるというのは、確かに財源的には厳しいかと思うんですが、もう少し全員が入れるようなことで考えてもらえないのかと思うんですが、そこらはどうなんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

今のところ待機児童とかもいませんし、あと経済的に入れないというような困った相談とかも来ておりません。そういったことも考えながら、今すぐにとというのはちょっと考えていないんですが、他の市町村の、近隣市町村とかをいろいろ見て検討しながら今後も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そういう点で考えていくと、確かに、本当に保育料が安くなれば入所者が増えたり、保育所のスペースとかという問題もあると思いますが、それとあと、今、保

育士の確保というのが大変だという、自分たちもわかるんですけども、安心して住み続けられる村の中での環境をつくっていかないとだめだと思うので、もう少し入所基準を再度見直しをして、入所者が増えるようなことで考えていただきたいと思うんですが、その点はどうか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

入所基準を見直しということでしたが、児童福祉法で入所の基準というのは決まっておりますので、その見直しということは、ちょっと村のほうではできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） では、入所基準が無理であるとすれば、保育料の引き下げをもう少し考えていただいて、多くのお子さんに入所させていただけるようなことを30年度は考えてやっていただきたいと思います。

次に、村の基幹産業であります農業、米作についてお聞きしたいと思います。

来年度から戸別補償制度がなくなると聞いておりますが、県、村では、その対策について何か考えているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

30年産から10アール当たり7,500円という直接支払交付金が廃止されることとなっておりますが、それに関しましては、今のところ県のほうでは代替措置といえますか、それにかかわる支援についての情報は入ってきておりません。また、村のほうでも30年の作付の状況、それから米価の状況など、まだ不透明なところがございますので、ただいまその措置につきましましては、予算編成の中で検討しているという段階でございますので、ご了承いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 今のお話を聞きますと、これからは今みたいな補助制度がなくなってくるということで、今のところ補助制度がもらえるからと飼料米を一生懸命つくったりして転作率向上に農家の方は協力していると思うんです。だから、それがなくなってきたら本当に、村内の米作もそうだし、県内の米作もどういふふうになってくるのかという、そういう問題があると思うんですが、それにかかわって補助制度というんですか、そういうふうなやつは、実際今のところ指針とか何かというのは、国とか県からはおりてきていないんでしょう

か。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるように、生産調整の達成があつて7,500円という制度でございまして、ただ、この30年産からは、そもそもその生産調整という考え方がなくなりまして、状況に応じた米づくりをそれぞれの地域で行っていくというような制度となります。ですので、その7,500円がなくなったから生産調整が達成できなくなるというようなことが、まずそもそもなくなるということでございます。ですので、ただ生産調整、ある程度その目標は国のほうでも都道府県ごとに出し、都道府県もそれぞれの市町村ごとの目標の数値はお示しをするというようなこととなっておりますので、その目標の達成に向けて何らかの方策は必要であろうというふうに考えております。

目標達成をしないことによって、米の値段の暴落ですとか、そういったことも懸念されておりますので、飼料用米の推進を中心に生産調整の達成に向けての何らかの措置は必要であろうというふうに思っておりますが、今の時点では、国からの指針、それから県の方針なども示されておきませんので、これからの予算編成の段階におきまして、検討を進めて参りたいというふうな状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） まだ具体的に決まっていないということなので、その点はあれですが、あと今、長ネギとかヤーコンとかということで、先日、郡山で、ヤーコンでカレーをつくるというふうな催し物があったんです。たまたま私、うちのかみさんが行きたいというからついて行ったんですが、そういうふうな村の特産品を使った、実際東京とかではやっているんですが、県内での、そういう何かの機会についての催し物をして、村の特産品を増やすという手立てを、またこれからもやっていくのか、いかないのか。また、そういうふうにもう少し観光を含めてのPRを30年度は予算の中にどういうふうに反映していくのか、その点もちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ヤーコン、長ネギ等の村の特産品の普及、振興につきましては、本年度も県のPR支援事業というような補助を活用いたしまして、県内問わず首都圏においてもPRに努めているところでございます。30年度につきましてもそういった県の補助制度などを活用しながら、県

内を含め全国においてPRに努めて参りたいというふうに思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） じゃ、そういう点を盛り込んで、30年度の中で反映させていただきたいと思います。

次、行政区要望のほうから、結構農道の補修とか、あと水路の補修とか、そういうような部分が出てくると思うんですが、そういったものの実現性というんですか、30年度にもどういうふうに考えてやっていくのか。村単独という考え方もあると思うんですけども、前みたいに県の補助を使って、そういうのでうまくやっていくのか。今までですと結構、行政区からの要望というものを反映して予算編成していたと思うんですが、その点についてはどういう考えでおられるのか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えいたします。

各行政区の要望につきましては、実現可能なもの、そういったものを踏まえて検討はするわけですが、事業費の内容、そういったもの、あと補助的なもの、そういったものを加味しながら調整を図って実施していきたいというふうに考えています。また、少額なものにつきましては、協働の里、そういったものも踏まえながら、地域の方々と協力しながら実施していきたいというふうに考えております。

また、各行政区の事業につきましては、緊急性または危険性、そういったものを加味しながら実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北嶋正君。

○1番（北嶋 正君） 県の補助事業とか、県に出向くなり何なりして、いい補助事業を見つけて実施していただきたいと思います。

では、1つ目の質問事項については、これで終わります。

質問事項2についてですが、大里地区の農業用水対策について。大里地区においては、牧本・広戸地区のように上流に龍生ダムといった防災を兼ねた大きなため池がなく、毎年田植え時期や出穂期において、農家の方々が苦勞しているとよく聞きます。そこで、大里地区には安養寺と沢邸地区の奥にため池があります。それらを改修しての活用といった考えはあるのか、また、今後の用水不足についてどのような対策を行うのか、村長の考えをお聞きしたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ご質問のとおり、安養寺の奥には長峰池、沢邸の奥には小井田輪池があり、それぞれ昭和20年から30年代に築造され、農業用水のため池として利用されております。また、それぞれのため池のかんがい面積としましては、長峰池が5ヘクタール、小井田輪池が10ヘクタールとなっており、ご質問の用水不足についてどのような対策を行うかとのことでありますが、これらのため池が用水不足であるのご意見を近年伺ったことはなく、また、ため池としての集水域については限られたものと認識しております。

なお、当時の水田耕作面積から比較しますと、転作等により利用面積は少なくなっていると考えておりますが、用水不足を生じている状況であるのご指摘であれば、これらのため池の機能を十分発揮できるよう地域の方々と協議し、適正な管理に努めて参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 今、受益面積の問題もあるかと思うんですが、下流のほうで水不足になっているという部分があるんです。ですから、言えば大里中部地区あたりは毎年水不足で大変だということもありますし、ですから、確かに受益面積の問題はあるかと思うんですが、堰堤自体は、小井田輪池なんかはちゃんとしているし、長峰池もある程度ちゃんとしていますので、しゅんせつして深くして水を多くためられるような、そういう工夫とか、そういうような工事費に係る県のいい事業なんていうのはないのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

ため池等の整備というふうな形で認識しておりますが、基本的には、県の事業としましては、物理的な部分の被害、そういったものに対することが採択要件になっているかと思えます。日常的な維持管理、多分議員さんがおっしゃられているのは、しゅんせつ工事かなというふうな感じには思いますが、そういったものに関しては基本的には維持管理の中で対応するというふうなことになりますので、もしそういった形で実施するとなりますと、今のところ補助事業等については、確認はとれないような状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、補助事業は見つからないということであれば、どうにかして村単独でも、しゅんせつでするのでできないのかなと、その検討はどうなのでしょう。堰堤が壊れているから直すとか、そういうふうな理由づけとか、いろいろなあれくっつけてやっていくというのは無理なんですか。前、飯豊地区の北小屋池というのも県の補助で改修工事を行ったと思うんですが、そういううまい手法を考えてとれないものか。そうしないと、毎年毎年大里のほうの下のほうでは水不足になって大変だということになっていきます。

し、昨年あたりは暴力沙汰起きているわけですから、そういう点を改良するためにも何とかそういう点、再度ないですか、課長。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

過去の改修事業におきましては、県営事業として実施した経過があるというふうなことでございますが、現在そういったものが対象かどうかも含め、県のほうに確認をしながら進めていきたいというふうには考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北畠正君。

○1番（北畠 正君） これから県のほうに要望活動をするような形で、何とか用水不足を解消していただきたいということでお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北畠正君の一般質問は以上で終了します。

一般質問の途中でありますが、昼食のため1時半まで休みます。

（午前11時30分）

○議長（廣瀬和吉君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

〔8番 熊田喜八君質問席登壇〕

○8番（熊田喜八君） では、一般質問を、通告どおり3点ほど質問させていただきます。

第1点目、合併特例法後の行政、財政運営について。

天栄村は平成の大合併に参加しないで、当面は自立を進むと決断をした。その判断をしてから十数年経過した今、過去20年前と10年前、現在の議員の報酬額、議長、副議長、議員ごとの支出額の一覧表の提出の上、その内容について詳細に伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 合併特例法後の行財政運営についてお答えいたします。

本村においては、平成の大合併の際に合併しない判断をし、行財政改革のもと現在に至っているところであります。また、議員報酬額につきましては、特別職報酬等審議会において、その当時の社会情勢及び岩瀬郡の町村の状況等を勘案した中において答申をいただき、報酬

額を改定してきております。なお、直近の改定では平成22年に、子育て支援と財政の健全化を目的として、議員発議案により現在の報酬額となったところであります。

お尋ねの20年前、10年前と現在の報酬額につきましては、資料のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ、資料もらいましたけれども、私の言いたいのは、今、若い方が議員になかなか出てこないことに対して、私たちが今の子供、少子化対策に対して、幼稚園の無料化とか小学校の医療費の無料化とかということで、議員提案で自分たちから報酬を下げ、そのほうにあげてくれというようなことで報酬を下げたわけですが、そこで定員も削減して、現在、これを見ますと約1,534万4,674円が、議員の議会費が削られたことに対して、今後、若い方々が議員に出れるようにするには、やっぱりもう少し報酬を上げないと、生活費、最低でも25万ぐらいの報酬をいただけないと若い方は出てこない、そのような懸念をしておりますので、村長は今の報酬に対して、今後の天栄村を担っていく議員の若い方に天栄村の議員に立候補してもらうためにはどのようなことを考えているか、村長の考えを伺いたいです。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、若い議員さんがこの報酬によって出てこれないというようなことが往々にして、これがあるのであれば、そういうことも視野には入れなくちゃならないと思いますが、ただ、近隣の市町村と時代の背景等も見ながら、そういったことの調査もちょっとしながら補正は決めていければなという思いでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今のは少子化対策、少子化対策ということで、後でまた質問いたしますけれども、少子化対策のほうで、議員が自ら身を削って報酬額を下げ、また議員の定数も下げ、それを少子化対策に使ってもらうということでありましたけれども、その経過はどうなっていますか。

あと、報酬、議員の、結局、議会費の報酬を下げたそれに対して、内訳はどのように使っているんですか。先ほど、1番議員さんの質問の中で、何か幼稚園費とか保育費のほうは個人で払っているような感じに今、聞きましたけれども、その辺は、私たちはその辺も無料化にするということを前の村長にお願いして、議員を削減したり定数を下げた、そういうふうな記憶がありますけれども、今、その辺はどのようになっているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今、村長の答弁でありました、平成22年に議員さんの発議により報酬額を減額としていただいた。この分につきましては、天栄幼稚園ですね、幼稚園の授業料、それまでは有償であったものを無償化したというふうに聞いております。あと、保育所につきましては、国、県のほうの基準等により、無償という形ではございませんが、その中で今、やってきております。

○8番（熊田喜八君） 医療費は。

○参事兼総務課長（清浄精司君） 医療費につきましても、天栄村の場合、他の市町村に先駆けて、18歳未満につきまして無償化というふうなことで、これまで対応してきております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） だから、そこで、例えば少子化対策に対して、子供をなかなか産んでくれないということで、そして、子供を産むためには幼稚園の無料化とか医療費の無料化ということで、議員がみずから身を削って、それをやっていってくださいということでやったんですけれども、その効果はありましたかと聞いているんです。そこも。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

効果というふうなご質問でございますが、人数の面から見ていきますと、無償化した当初は比較的同じぐらいの出生数で来ておりますが、最近はやっと減っておりますが、保護者にとりましては、そのような無償化、あるいは医療費が無料になったということで、助かっているというふうな声を当時伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） それなりの効果があったのなら、私たちも報酬を下げた甲斐もあったと思いますけれども、その割には効果がなかったということです。後で、これは今度、婚活のほうで詳しく聞きますけれども。この議員報酬をかけて結局1,622万8,804円の議会費が削られたわけです、議員の皆さんの賛同を得て。先ほど言ったとおりに、余りにも、今現在は23万5,000円ですか、報酬が。この報酬の中から引かれると手取りは19万ぐらいなんです。いろいろ互助会とか積立金とありますけれども、手取りは19万ぐらいになるんです、19万5,000円だったかな、たしか。ということは、私の言いたいのは、結局、先ほども申し上げたとおりに、他の近隣の市町村とかの動向とか、村長はそういう答弁しましたけれども、私の言いたいのは、天栄村のことを考えているんです。

今、よその市町村で議員のなり手が無いという、そういう市町村もあるんです。だから、

そういうふうにならないようにするには、やっぱり若い方が出てもらえるような、ある程度の報酬でないと、なかなか若い人が出てこられない。だから、もう一度、村長に、地域の、隣村の動向を見ながらとかいろいろありますけれども、大体、今の天栄村の議員の報酬は、福島県ではどのぐらいのあれに入っているんですか。例えば順番にして、市はいいですけども、村の部ではどのぐらいの報酬になっているんですか、順番にして。一番高額な村と一番最低な村と、天栄村は幾らかを教えてもらっただけでも結構です。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

村の、今、町村の議員ということで、一番安いところが16万1,000円、あと、一番高いところが24万円、天栄村が23万5,000円という形になっております。なお、町村議員の平均でいきますと、21万623円が町村の議会議員の報酬の平均となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、そんなに高くはないというような金額できましたね、これは。でも、私の言いたいのは、やっぱり自分たちが今まで1,622万8,840円の議会費を、そういった削減したわけですから、議員の定数も下げて。だから、下げたのには少子化対策をやったわけですから、その効果がないということは、私らが身を削っても効果がなかったということですよ。

ということは、私の言いたいのは、この新しい若い人たちが議員に出てくれるには、やっぱり最低でも25万ぐらいの報酬をあげないと若い方は出てこないんじゃないかという、そういうふうな意見も聞かれますので、審議委員会ですか、そういうのに諮ってもらって、そういう考えがあるかないか。

あと、今、学校の無償化ですか、国のほうも今度は、そういうふうな考えでいるわけですから、だから、私たちが今まで議員の定数を削減、あと議員の報酬を削減して、小学校の医療の無償化なんかもやっているわけですから。今度は国のほうでそういう対策をやるということは、村のほうにそれだけの負担がなくなるということですよ。そうすると、その分の手当は、今度は村の議員のほうに還元してもよろしいんじゃないかと、そういう考えを持っているんですけども、そういう考えは、村長はお持ちですか。その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員報酬が低額なために議員のなり手がいないというような要因であれば、ここはやっぱ

り見直しをかけなくちゃならない、必要があるというのは、私は認識をしております。

ただ、今ほど議員がおっしゃったように、教育費が無償化になることによって、その分を議員の報酬に充てる、そことの兼ね合いはなかなか難しいと思いますので、そういったところはもう少し、総体的なものの中で考えていくというような方向が必要かと思えます。明らかに議員報酬が少なくて議員のなり手がいないというような中であれば、審議会にかけて、これはもんでいかななくちゃならないと思いますので、これは県全体の部分も見たり、いろいろ動向を見ながら方向性は決めていかななくちゃならないというような思いでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） その金を充ててくれと言ったわけじゃないです、私は。議員でこれだけ削減したんだから、そういう金がなくなっているんだからということで、これを戻せとは言わないですけども、ある程度のことを考えてくださいということですから。だから、それを審議委員会にかけて、そして若い方々が議員に、天栄村の議会が魅力のあるような議会にしてもらうようによろしく願いいたします。村長さんが今、そういう考えもあると、あと審議会にも相談することでありますので、一日も早くそういうふうな方向にして、若い方々が議会に出てくれるような方向にしてもらえるようによろしく願いして、次の質問に入ります。

産業廃棄物について。

さきの3月の定例議会での一般質問で、大里地区に持ち込まれた産業廃棄物に対しては、村長は、今年の10月までに撤去しますと、また県と業者の間で誓約書を取り交わしましたと議会で申されましたが、現在、どのようになっているのか、具体的に伺いたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 産業廃棄物についてお答えいたします。

大里地区内の畑と牛舎跡地、地権者自宅の庭、計3カ所において確認しておりました解体家屋の廃棄物に関しましては、産業廃棄物を所管する県中地方振興局環境課と連携し、搬入者並びに地権者に対してごみの撤去及び新たな搬入中止等指導を行って参りました。地権者宅につきましては、今年度に入り早急にごみの撤去が行われ、現在は整理されている状況でございます。

なお、搬入者と県中地方振興局の間で今年2月に取り交わしました誓約書によりますと、畑部分が今年の3月末までに、牛舎部分が今年の10月末までに法令を遵守し適正に処理するとの内容でございました。畑につきましては、少しずつではございますが、掘り起こし後、廃材等の選別作業が終了し、適正な処理方法で須賀川市及び郡山市の処理場へ県の産業廃棄

物適正処理監視員同行のもと何回か搬出が完了しております。あと、一、二回搬出すれば完了になる予定でございます。

続きまして、牛舎跡地でございますが、こちらにつきましては、複数の業者が持ち込んだものであり、まだ撤去が進んでいない状況でございます。今後は、県と村立ち会いのもと、両方で処理分担を話し合い、進めていく予定でございます。

村といたしましても、引き続き現地パトロール及び搬入業者指導等を産業廃棄物を所管する県と連携して行い、牛舎跡地の早期撤去に向けて取り組んで参りますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 確かに、畑のところのこういう、今の除染の袋みたいなの、あれ10個ぐらいあったの、あれは片づけましたね。あと、牛舎のほうは、ほとんど手つかずという感じだったかな、私、きのう、おととい、見てきましたけれども。村のほうは、私も警察、あと県のほうにも行ってきました、直接聞きに。警察のほうは、地権者が承諾している場合には、例えば医薬品とか、あとは農薬品とか、そういう場合には違法なので、警察のほうで早急にやりますけれども、ああいう廃材、解体の、ああいう場合は、地権者と業者との間で契約とか取り交わしている場合には警察は関与できないという返事でした。

あと、県のほうには、10月までに天栄村の村長さんは、質問です、10月までに県との誓約書、そのとき私は契約書と言ったんですけれども、契約書を結んでいるということなので、10月までにはちゃんときれいに片づけているんですか、片づけない場合はどうなるんですかと聞いたら、いや、契約書は結んでいないです、誓約書ですと言われたんです。その誓約書をもし破った場合には、どのように対応するんですかと県のほうの環境衛生課長と話してきました。そして、結局は地権者とその運んだ解体業者との話であって、県のほうはあくまでも強制撤去とか、10月までに誓約書を結んだからといって、誓約書あったからといって、効力はないみたいなんです。

ということは、10月までにその解体業者と県と誓約書を結んでも何の意味もないということです。その場合はどうなるんですかということも聞きました。そうしたら、結局は気長く、そして、業者と地権者と、あと村とも協力し合って、徐々に解決するほかないと。でも、徐々に徐々にと言いますけれども、そういう例はあるんですかと聞きました、よその市町村に。そうしたらば、五十何件あるらしいです、そういう、結局、不法投棄の市町村が。そういう場合はどうしているんですかと言ったんです。そうすると、やっぱり村とかその市町村と協力し合って、少しずつでも片づけてもらおうと。じゃ、それ、どのぐらいの期間かかっているのか、一番長い期間ではどのぐらいかかったんですかと聞いたんです。10年以上もそのまま置き去りにしている、そういう業者もあるらしいです。その場合はどうなるんですか

と聞きました。でも、あくまでも地権者と、その地主さんと解体業者の約束だから、それ以上は県のほうはお願いしますと言うしかないんですと。そういうことは村長は知っておりましたか。

だから、私は、あの解体というのは、いわきから持ってきて天栄村に捨てる自体ではもうおかしいんです。なぜかという、いわきから天栄村に持ってくるだけの運賃だけで、もう解体業者の、それをまた選別して、仕分けしてやるというだけの、それだけの収入はないです、天栄村まで持ってきた場合には。いわきで、いわきの仮置場でやって、いわきの解体業者があそこで選別して、いわきの最終処分場に仕分けして持っていくんだとすれば、ある程度の採算は合うかもしれないけれども、天栄村に持ってきた時点でもう、1台1回来れば3万なり4万なりかかるわけですから、そうすると、解体業者は天栄村に持ってきた時点でもう投げ捨てなんです。そういう例がもう、福島県だけで五十何カ所あるみたいですよ。

そうすると、地権者と話し合って、地権者とどのぐらいの契約金をもらって、1台幾らで、結局は、名前は私、出しませんが、その地権者はある程度のお金をもらったわけでしょう。そのお金というのは何年契約で置かせたのだから、その解体業者に。その解体業者も産業廃棄物の許可を持っていない解体業者なんですよ。

だから、私の聞きたいのは、地権者と何年契約ということで置くようにしたんだか。その辺はどのようになっているんだか、お聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

地権者とその業者との契約については、ちょっとまだ確認はしておりませんので、そこについては今後、そういった確認もして参りたいと思います。

それと、今、議員からご指摘のとおり、誓約書には3月には畑を片づけますよと、10月には全て片づけますよというようなことで誓約書に書かれていたものですから、その内容のとおりやっていたらというような認識をしておりましたが、それが履行できなかったというような状況の中でお話を聞いたところ、やっぱり議員が今おっしゃったとおり、これは本当に気長に県と村と、その業者もまだ自分で仕事をやっているというような状況でございますので、そこはきちっと話しながら片づけをしていただくというような方法をとる方法しか今のところ見当たらないというようなことでございますので、村と県としっかりそこは連携しながらその業者のほうにしっかりと訴えて、片づけをしてもらうように進めていくというような状況でございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 県のほうとも話しして、3時間ぐらいですか、いろいろ話してきたん

ですけれども、県のほうも強制力がないんです。必ず何月何日まできれいに全部撤去しなさいとか、そういう強制力を持っていないんです、話聞くと。だから、5年も10年もそのまま、もう投げ捨てている、そういう市町村が五十何カ所もある。一番長いのは、もう10年以上もそのままにしていると。

村長さんは気長に気長にと言うかもしれないですけども、周りの人から見れば、非常に不快感も持つし、まだあそこに材木とか燃えやすいものがありますので、いたずらというわけじゃないけれども、あそこに例えば火をつけられたり何かした場合には、結局は火災の、簡単に言うと、周りの人方はそういう心配をしています。気長に気長にと言うことは、山の中だとかああいうところはいいけれども、ああいう民家の中にあるということは非常に危険なことがありますので。

だから私の言いたいのは、やっぱり地権者がどういう考えでいるかです。だから、地権者が何年契約で置かせたんだか。恐らく、あくまでも私の考えですけども、契約も何も結んでいないと思います。自分の庭にまで置かせていたんですから、入り口にまで。それは片づけたみたいですけども。

でも、先ほど言ったけれども、業者は幾つもの業者がと、1社じゃないんですか。前に質問したときに何か、蔵2つで1社と聞きましたけれども、幾つの業者があそこに運んだんですか、それをお聞きします。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

直接確認したわけではございませんが、複数の業者というのは、今、郡山の業者がまず1つです。もう1社は地元の業者というようなことで聞いております。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 地元の業者という方は、その方は産業廃棄物の許可を持っている業者なんですか。そして、あれは、地元の業者はどこから持ってきたんですか、その産業廃棄物は。地元の業者と今日初めて聞きましたけれども、私は郡山の1社だとばかり思っていたんですけども、地元の業者もあそこに運んでいるということは事実なんですか。地元の業者というのは産業廃棄物の許可を持っている業者なんですか。その辺のお答え、答弁お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

畑のほうと自宅のほうに運んだ業者のほか、牛舎の跡地のほうにつきましては、今、ケースに挙がっている業者さんと、もう1社、村長が申しあげましたように村内の業者というふうに県のほうからは伺っております、その方につきましては、産業廃棄物の処理運搬の資格は持っていません。解体業の資格を持っていて、当時、解体した材料を資材ということで持ち込んでそこに置いたというふうに、県のほうからは伺っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あれ、解体業者も、例えば解体する場合にはある程度、村とかに、解体した場合には村から今度は最終処分場に持っていく手続の書類とか何かをもらいに来んじゃないですか。そういうことはないんですか。例えば、うちを壊して、自分のうちに置かないと。天栄村の業者というのは、それは天栄村の解体したやつを天栄村に運んだのですか、それともよそから解体して天栄村に持ってきたんですか、それはどちらなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

解体業者の方が住民の方ということはお伺いしていたんですけれども、どこから持ち込んだというものまではちょっと把握しておりませんでした。

申し訳ございません。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さん、この辺きちっとしておいてください。どこの天栄村の業者、その産業廃棄物は村外から持ってきたのか、それとも村内から運んだのか。そうすると今度、解体業者ということは、結局は、解体をお願いしたところはそれ相当の金は払っているはずなんです。例えば、うち1軒にすれば、坪5万とか6万とかと解体料をとっているはずなんです。その計算をすると、どのぐらいの金で受けて、どのぐらいの利益があってというのがわかるはずなんです。その辺までちゃんと調査しないと、結局はこれ、いつまでもだらだらして、いつまでも何年もこういうのをやるから、わかりやすく言うと、解体をお願いした業者は幾らでお願いしたんだか。そして、あと地権者のほうには幾らを払ったんだか。そうするとわかりますから。そうすると、そこで利益がどのぐらい出ているんだか。

例えば、専門の産業廃棄物の許可を持っている人の場合は、ちゃんとそこまで選別して、全部やっつてのあれをもらうはずで、金額を。そうすると、普通の産業廃棄物を持っている業者に頼んだ場合は500万かかるとしたら、そういう違法という、そういうところに、最終処分場に持っていかないような解体業者の場合は、恐らく値切ってやっていると。だから、500万の仕事が350万ぐらいで引き受けて、そして、簡単に言うと、おばかさんのね、そういう人は、自分の庭とか自分の敷地によその解体を置かせるなんていう人は、

よくよくのおばかさだから。だから、だまされているんです、その方は。だから、その辺もよく確認しないと、なかなかこれはすぐ解決しないです。なぜかという、解体業者は最初からその人のことをだますつもりで、投げ捨てるつもりで来た業者だったら、これはもう、県のほうが言われるとおりの5年も10年もそのままやります、やります、やりますで、全然片づかないという、そういう例になります。

県のほうにそういうことを聞いてきましたか、私みたく、何月までに片づけますと、片づけてなかったらどうするんですかと。例えば、そういう例は福島県には何か所あるんですか。一番長い、いまだかつて放置しているところは何カ所あるとか、そういうことは県のほうに行って確認してきましたか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

県のほうに私どもも出向いて確認してきたところ、平成4年からのデータなんですけれども、27年度末までに代執行を行ったのは5件のみの件数で、あと不法投棄、天栄村のように不法投棄が残ったままになっているところが63件あるということはお伺いしております。議員さんがおっしゃったように、やはり年数がかかっているということもお伺いしてきているところです。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 63件というと、また増えたんだ。私の行ったときは五十七、八件と言っていました、そういう市町村が。ということは、村長さん、くどいようですけれども、契約者が幾らで解体業を引き受けたんだか。そして、地権者には、何年の契約で置くようにしたんだか。幾ら村のほうで片づけて、片づけてと言って、10月に片づけますからといったって、地権者と解体業者が何年の契約で、10月までに撤去しますという、それは県と業者の間だけでしょ。地権者と業者の話はどうなっているのだから、その辺も、村外から天栄村に持ち込まれたものなんですから、その辺も確認する必要があると思います。そして、地権者の方に何年契約で置かれるようにしたんだか。そして、いつまでに片づけるように契約したんだか。地権者とも聞き取り調査してください。後で伺いますから。

とにかく県のほうでもどうしようもないみたいです。本当にあれじゃないですか、それこそ天栄村には村外の産業廃棄物を持ち込ませないような条例でもつくるほかないんじゃないですか。そういう場合には、もう罰金取るとか何か、村外から持ってきた場合には。村内とかはいいですけれども。村外から持ってきた場合は、県のほうも言っているとおり、大体、投げ捨てなんです。そのまま、片づけないんです。幾ら、気長く、気長くと言っても、県のほうもほとんど困っているみたいです。十何年もそのままに放置しているというのも何か所

かあるみたいですから。そういうふうにならないように、よく地権者とも相談して、一日も早く撤去してもらおうように村のほうも努力してください。

よろしくをお願いします。

では、3点目に入ります。

婚活対策について。

村の後継者不足問題はますます深刻化しており、私もたびたびこの問題を取り上げてきましたが、その後、婚活対策はどのように進んでいるのか、経過報告を伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、独身男女の出会いの機会となる婚活パーティーにつきましては、昨年度は9月、12月、2月、3月に開催し、参加者数は、男性延べ44名、女性延べ51名、カップル成立は16組となっております。本年度につきましては、8月6日に須賀川市内のホテルにおいて1回目のパーティーを開催し、男女それぞれ9名が参加し、カップル成立は1組であります。先月25日には鏡石町と合同での婚活パーティーを開催し、男性は、天栄村から11名、鏡石町から10名、女性は、地元3名を含む20名の参加となり、4組がカップルとなったところであります。2町村合同での開催は初めての試みでありましたが、村単独での開催に比べ、女性の参加が2倍近くに増えており、出会いの場としての充実が図られたものと考えております。

今後につきましても、1組でも多くのカップル成立に結びつくよう、さまざまな工夫を凝らしながら出会いの場の提供に努めて参ります。また、いわゆる世話焼き人につきましては、女性団体や民生児童委員の皆様引き続き協力をお願いするとともに、他市町村の取り組み状況なども調査、研究しながら、その養成、確保に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さん、私たちは少子化対策、少子化対策ということで、子供を産みやすいように、子供を育てやすいようにということで、先ほど言ったように、議会費を削減して、あと議員の定数も削減、あと給料も減額して、村のほうにも協力してやってきたんですけれども、その割には効果がなかった。実際に言うと、子供を2人産むと3人目というのはほとんど産めていないんです。今の既婚者というんですか、若い方々は。それこそ1人で2人産んでくれても大変です。6年かかりましたから、うちなんかは。1人目から2人目まで産むまでに、1人ではだめだから。でも、幾ら言っても、なかなか今の子供たちは子供を産んでくれない。なぜかという、それは、結局は、例えば幼稚園とか保育所とか小学校とか、お金がかかるということが第1点。簡単に言うと、生活が大変だということです。

それで、報酬を下げたり議員を削減して、その金を充ててくれということでやったんですけれども、余り効果がない。私はそちらのほうにばかり力を入れていたんです。よく講演会とかそういうところにいろいろ顔を出しに行くと、うちの息子のこと、嫁さんの世話してくれとか、そういうことが往々に聞かれるんです。そうすると、行ってみると、もう50過ぎている人なんか結構いるんです。50過ぎている人というのは、その人が長男坊なんです、農家で。前にも聞きましたけれども、天栄村の結婚しない人、独身ですか、20歳から。約500名以上いるんでしょう、今現在。そして、その方が長男坊という方も結構いるんです。そうすると、その長男坊が亡くなった場合には、その家はどうなるんですか。もうじいちゃんとかばあちゃんしかいないわけですから。あと、今50ぐらいで。そうすると、その人が今度は子供を産んでくれないと、そのうちは崩壊しちゃうじゃないですか。

だから、私が心配しているのは、もう50歳でも45歳でも歳いった人でも、参加できるような何か方法はないかと思っているんです。その方法、この前、鏡石で講習を受けた先生に、我が天栄村は5,000、6,000弱の人口なんですけれども、未婚者が大体1割の500人ぐらいいるんですと、相談、何かいい案はないですかと言ったら、困りましたねで終わりましたけれども。ああいう専門家でも、困りましたで終わっちゃうんです。ということは、どのような方法を考えるかということは、皆さんでやっぱり知恵を出し合って、そして、あとは50歳でも、例えば、悪く言うとバツ1という方、います。1回結婚して、そして、前の旦那さんとうまくいかなくて別れたとかと、子連れとかと、そういう方もいます。そういう方同士でも会わせるという方法も考えていただくのはどうかなと思うんです。だから、なかなか出はこないです、そういう方は、1回離婚した人らは、子連れだからということで。

だから、私の考えは、そういう子連れとか、バツ1とか結婚して1回失敗方々にもそういう声かけて、そしてまた40代、50代の田舎の長男坊ですか、農家を継いでいる方が、結局はじいちゃん、ばあちゃんらも、もうとにかく孫を見ないで死んじゃうのかというぐらいの考えです。その辺を村執行部も村長さんも親身になって、自分のうちの家庭だと思って、うちだったらどうしようと。自分のうちの家庭だと思って、いろいろ案を出して、どうすればいいかと。

前、村長さんも言いましたけれども、昔は口利き仲人というのがいたんですけれども、今はなかなかそういう方もいないんです。だから、そういう、口利き仲人でカップルができた場合には、村から何らかの報酬をあげるとか何か、そういう方法で、金でつるというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、お互いの家族に行って顔を出したり、そういうふうにするには空身でもいかないでしょうから、そのぐらいの手間賃と車代ぐらいは出すぐらいのことも考えてよろしいんじゃないかと思うんですけれども、そういう考えはございますか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも婚活事業、いろんなアイデアを、知恵を絞りながら、いろいろしながらやってきましたが、なかなかいい方向性は。ただ、少しずつカップリングができたりもしているものですから、今後もさまざまな議会議員の皆様のお知恵もかりながら、そういう方向、できるものはある程度、吸収しながら、取り入れながら進めて参りたいと考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 例えば、大山団地なら大山団地にしますと、大山団地にも約十何名いるんです、未婚者が。でも、そういうところに行って、どうですか、こうですかとは何軒かには行くんですけども、見合いなんかもさせたことがあるんですけども、とにかく男の方というのは、何かその辺、もう引っ込み思案というのか積極性がないんです。見合いはするんですけども、もう相手から断られるんじゃないかという感覚で、自分のほうからもう断っちゃうんです。だから、その辺が私もよくわからないんですけども、そのうちにも行って何回も話したんですけども、別に女のほうから断ったわけじゃないんですけども、男のほうで、相手が余り立派過ぎるとか美人過ぎるとかいいとかと、ちょっと私では、雰囲気ではもう、これは辞退しますという、そういうふうな引っ込み思案の子が多いんです。

教育長さんにお聞きしますけれども、そういう引っ込み思案の男というのは、なぜそういうふうな、今の先生方の教育のときにはどういうふうになっているんですか。例えば、今までの生徒の、男の子というのは、もう弱気になっちゃっているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） お答えします。

今、議員おっしゃるように、男の子が女の子よりも不活発だというふうなものは、これ、小学校、中学校、高校と上がるにつれて、そういうような傾向はあると思います。これについては、やはり社会の仕組み、そういうふうなものが、生活とか風習とかいろいろなものが影響して、やはり持って産まれた女性特有の生きる力というんですか、そういうふうなものが、最近では女性のほうが強い。やはり男性は、今、日本がこういうふうな平和な時代ですから、そういうふうな意味においては少し刺激が足りないのかな、そんな感じはしております。

これは、教育の中ではみんな平等に、男女平等に扱うものですから、そういうふうなことを教えるのはなかなか難しいんですけども、これはやっぱり社会とか家庭とかいろいろな中で、やっぱりそういうふうな、昔だと女の子らしく、男の子らしく、これ、今、「らしく」という言葉を使うとちょっと問題事になるかもしれませんけれども。そういうふうな育て方

を、学校は別として、家庭や地域、そういうふうなところでやっぱりやっっていく必要があるのかなど。それにはやっぱり、天栄村であれば天栄村のいろいろな祭りも含めて、いろんな行事が地域にあります。そういうふうな中で、やっぱり男性の活躍をする場、そういうふうなものをやっぱりつくっていくのもひとつ大切なのかな、そんな感じでは思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ、本当に、昔みたく、私らの時代、私らの先輩なんかは、盆踊りとか秋祭りとかと、そういうときに出会いの場があって、その場で恋が芽生えたとか、そういうのがあったみたいですけども、今というのは農家の今の長男坊と、そういう出会いの場というのは余りないのかな。だから、そういう場を、いきなり婚活という場じゃなくて事前に、婚活という今度ばかりはこまっちゃってしまっただけでなかなか出てこないんですけども、その辺も私も懸念しているんですけども、なかなか、よく回覧で回ってきます、婚活支援と。そうすると、10名とか8名とかと出てくる人数が本当に1割も出てこないんです、村の独身者の中で。

だから、今の独身の方が、たとえ40でも50でも、そういう婚活の場に出てくるような何か方法とか案というのは、私も今すぐ、どうすればいい、こうすればいいというのが出ないんですけども、この辺も、村のほうもその後また、そういうふうなお年寄りなどにいろいろ聞いて何かいい方法を考えないと、これ、今度は長男坊で農家を継いでいる方々が嫁さんもらわないでその家庭が崩壊する、そういう危機の問題がもう実際に起きていると思うんですけども。村長もこれ、本当に心から身を入れて、心からそういうふうにかけて、どうすればいいかということを考えてもらわないと、ただいま教育長さんにもお話ししましたが、男のほうの活発さとか自分からナンパするとか、今、逆に女がナンパする時代みたいですから、その辺をどうしたらいいんだかわからないですけども、その辺を何かいい方法、村長も考えてみてください。これ、私もいろいろ考えてみたんですけども、やってみたんですけども、なかなかうまくいきません。

だから、これ、本当に天栄村も40代以上も相当いると思います、今、独身の方、農家で。これが結婚できないと、じいちゃん、ばあちゃんが心配しているんです。この辺も何か、先ほど言いましたように、口利き仲人ですか、そういうふうな、あと県のほうもやっているみたいですけども、そういういろいろな目を大きく広げて、鏡石さんとも須賀川さんとも民生委員の方々ともそういう機会の場を設けるのも確かによろしいことなんですけれども、それを何とかもっと拡大できるような方法を考えて、私も考えますけれども、とにかく一日も早く天栄村の独身の方々が1人でも多くカップルを目指して、そしてじいちゃん、ばあちゃんを安心させるような村にしてください。

本当に、これは本当に私らが、私からもお願いもありますけれども、一日も早く、1人で

も、1組でも2組でも多くカップルができるようにとにかく努力してもらおうよう、企画のほうもよろしくをお願いします。

これで、私の一般質問は終わります。

○議長（廣瀬和吉君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了します。

ここで暫時休議します。

15分間休みます。

(午後 2時24分)

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時39分)

◇ 円 谷 要 君

○議長（廣瀬和吉君） 次に、2番、円谷要君の一般質問の発言を許します。

2番、円谷要君。

[2番 円谷 要君質問席登壇]

○2番（円谷 要君） 天栄村議会会議規則第61条第2項に基づき、通告どおり質問をいたします。

まず第1に、議会、全員協議会の後の報告はどうなっているのかということについて質問いたします。

今まで議会や全員協議会での答弁の中で、検討します、後で報告します、資料の提出をしますとの答弁がありますが、中には履行されていない内容があります。これは私から見れば議会軽視ではないのかと思いますが、村長の見解を伺いたい。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えします。

議会、全員協議会の答弁の中で、検討します、後で報告します、資料を提出しますとの答弁を行い、履行されていない内容があるのご指摘でございますが、そのような事案があるとなれば、大変失礼をいたしました。今後は、注意して丁寧な対応を心がけて参りますので、ご理解をいただければと思います。また、内容によっては、結論を出すまでに時間を要する場合がありますので、あわせてご理解をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村長からすれば、やっぱり公務で忙しい面もあって、なかなか監視の

目が行き届かないという点多々あるかと思いますが、それにかわって副村長が、そういう役柄を受けてしっかり職員を監視していただくように、ひとつよろしくをお願いします。

1つの例とすれば、11月の全員協議会で、住民課長が診療所の問題でいろいろ苦勞されたと思います、過去数年にわたって調べて。それが今までなされていなかったんです。それを今回、たまたまそれを住民課長として、担当として質問されて、調べて、時間はかかりました、村長が言うように。時間がかかっても、きちっとこういうふうに分の答弁に責任を持って履行される方もいるんです。なおかつ、いまだかつて、何カ月も過ぎ、1年経とうとしているかもしれませんが、まだまだ出てこない問題もあります。それが、今回がそうなのか、今までそういう慣例でやってきたのか。これは村長にお伺いするわけではありますが、ここの担当先へはここでは質問しませんけれども、そういう流れであったんだとすれば、やっぱり最高責任者である村長が、やっぱり副村長ともども各担当の執行部の課長がしっかりやっているかどうか、それをきちっと、これからどういうふうな体制でやっていくか、これは村長と副村長の見解をちょっとお聞きしたい。両方から。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、そういうことがないように丁寧な対応をしっかりと進めて参ります。あと、この内部的な部分に関しましては、庁議を開催しておりますので、そういう中でも把握しながら対応できるようにしっかりと進めて参りますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答えを申し上げます。

私としましても、職員に対しましては、今も丁寧な対応はしているというような認識はしているわけでありまして、今後、さらに丁寧な対応を心がけていくよう指導して参りますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今後はそういうふうに対応していただくのは当然だと思いますので、ただ、資料が出されない報告、検討するというのはいつまで検討するのかわかりませんが、議会で承認されれば、後の報告が全然ないんです。だから、議会までは全協とかいろいろなので説明はあります。こういうことでこういうふうに分がかかります、よろしくお聞きしますとか、そういうふうな事案は結構、事細かく説明はあるんですけども、そこに足りない分、議会でも足りなかった分に対しては、そのときの答弁で、じゃわかりました、

じゃ資料を提出しますとかという、そういう答弁はあるんですけども、議会で承認されて議会在終わっちゃうと、何の報告もないんです。それは、今までがそうだったのかということが、私から言わせれば、議員になってまだ2年足らずなんですけれども、でも、それが以前もあったのかどうかという、そういう慣例があるならば、それは正していただかないと困りますけれども。

そこで、これからは、そういうことのないように自分の答弁には責任を持っていただくと。実際に住民課長がやっているんですから。大変苦勞して調べたと思います。それでもまだ指摘を受けているんですから。それなりにやっぱりやっていただく、やって、できる人がいない、できないということはないんです。皆さん優秀な方ばかりなんですから。忘れたとかできていましたとかという報告では困るんです。そういう部分のないように、ひとつ今度は自分の答弁に対して責任を持って、でき次第、報告するとか提出するとかやっていただかないと、私たちもまた同じ質問をするような形になっちゃうんです。何やっているんだということになっちゃいますから。

だから、そこら辺はきちっと、村長を初め副村長と2人で職場の中、監視をきちっと進めていただいて、再確認していただきながら、どうしたんだ、提出したか、報告したかと、そういうふうに、私らがいなくても報告とか提出先はあるんです、議会事務局というところが。議会事務局に報告とか提出すれば、議会事務局のほうから私らのほうに連絡来ますから。上がりましたよとか。私らが窓口じゃないです。議会事務局という窓口があるんですから、いつでも報告できるんです、適時に。それをこれからは、そういうような流れでやっていただけることでよろしいでしょうか。村長、お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 副村長、森茂君。

〔副村長 森 茂君登壇〕

○副村長（森 茂君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今後はそのような形で、検討するものについては、検討も長時間かかる検討と、すぐ検討した結果、ご報告できるものといろいろあるかと思いますが、議員がおっしゃるとおり、後ほど報告しますとか、資料を提出しますと言った案件につきましては、議会事務局長といろいろ話をしながら、そういった形で対応して参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今、副村長が答弁されたように、これからはきちっと自分の答弁に対しての責任を、速やかにできるものは履行していただいて、時間のかかるものは時間がかかって構わないです。私たちが直接、庁舎内にいたときに報告できるものは報告していただいて、いないときには事務局のほうに提出、報告等をしてもらいたいと思ひますので、ひとつ

よろしく申し上げます。

次の質問に移りたいと思います。

第2の質問として、村と指定管理者との協定書について質問をいたします。

指定管理者の指定については、事前に全員協議会などで説明がありますが、私たちが説明を受けているのは、指定管理者との指定期間、指定管理料だけで、詳細については資料がなくわかりません。どこまで村が指定管理者との間で管理するのか、そのための協定書があると思います、指定管理者との。なぜ議会には提出されないのか、そこら辺の見解を村長からお伺いしたいと思いますので、ひとつよろしく申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 2番目の村と指定管理者との協定書は、についてお答えをいたします。

指定管理者の指定につきましては、申請者から提出された申請内容を審査し、指定管理候補者を議会に上程し、議決をいただくという流れになっております。協定書につきましては、議会の議決をいただいた後、決定した指定管理者と管理業務に関する協定書を締結することから、事前に資料として提示することはできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 契約を結んだ後につくる協定書であっても、でき次第、提出できないのか、そこら辺の、できるか、できないかということの返答をお伺いします。いや、協定書でき次第、出してもらえるんだかももらえないかの答弁を。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

議会の議決後に協定を締結いたしますので、その後であれば提出することは可能でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、その辺、総務課長が言うように、提出は可能だということでもありますので、協定書はでき次第、やっぱり一部、議会のほうにも提出を、要請されなくても提出をお願いします。よろしいですか。できるんですよね。できますよね。お願いします。できるかできないか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

協定締結後、議会のほうに出させていただくようにしたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、今度、これからは協定書ができ次第、議会のほうにも一応、提出するというのでありますので、忘れないようにひとつお願いします。

私がなぜ協定書を要求するかというのは、今まで、この質問の内容にもありますように、莫大な金額がかかるような不祥事が起きた場合に、その辺、全協とかいろいろなあれで説明をされますが、協定書があれば、私らもその協定書を見れば、村が管理するものはどこまでかというのがわかるんです。それがなければ、どこまで、だからいろいろ説明を、何でそんなに金を出さなきゃならないのかというふうな質問になるんです。協定書もやっぱり私らが見て、いや、これは余りにも指定管理者のほうが有利的な協定書じゃないのかと、いろんな、そういう質疑をすると、村長は、前にもいろいろな面で答弁がありましたように、いや、なかなかやっていただける業者がないとかいろいろな、そういう答弁も伺ったことがありますけれども、そうじゃなくて、やっぱりあくまでも村がそこまでやっちゃうと、受ける業者等が何でも、こういうのがあったからこれを直してもらいたい、こういうのを使ってもらいたいと常に要望書が出てきます。だから、協定書があれば、私らもその中身を見て、いや、これはちょっと借り手側が有利な文面じゃないとか、いろいろあるんです。それもやっぱり改善していかなければならないような文面もあろうと思います。

私は岩瀬の福祉会の評議員をやっているんで、理事会で決まったやつを今度は評議員から承認されないとその事業は執行されないんです。そのたびに、私はその会議のたびに、こういう湯本デイサービスのやつの問題もこの前あったんですけれども、きちっと協定書まで添付して資料を出すんです。中身はこういうふうになっていますからと。これを見て、私らは受けて事業をやりますと、そういう説明あるんです。

行政は言われないと出さない。そうじゃなくて、やっぱり協定書が一番、契約書が一番大事なんですけれども、その中身の詳細は協定書なんです。協定書を見ないと私らは何の質問もできないんです。後から皆さんの答弁を聞くと、いや、それは建物とか、そういう備品関係は村の管理ですから、これは何ともしようがないです、そういう答弁で終わっちゃうんです。それで莫大な金が出ていくんです。そこら辺のやっぱり文面も直していかないと、協定書の中身も直していかないと、それで余り厳しくすると借り手がなくなっちゃうのではないかと、いや、そうじゃなくて、借り手は借り手でいいように、悪い面と良い面はあるはずなんです。その両面もやっぱり検討して、私らも検討したい。そのために協定書の提出をなぜできないのかということで、ここで質問しているわけです。

だから、総務課長が言いましたように、じゃ、これは今度、この前、チラシで天栄村に配布されました、指定管理の募集。あれは財団から株式になって、財団のうちの契約期間の延長でやっていたんですか、あれは。お伺いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

ただいま募集を行っておりますのは、平成30年、31年、32年度、3年間の指定管理者を新たに募集するという内容でございます、株式会社の延長ということではございません。

よろしくお願ひいたします。

○2番（円谷 要君） いや、違う。私が言ったのはそうじゃない。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 延長じゃないと言うけれども、私が聞いているのは、財団法人振興公社のときの継続期間を、株式会社になっても、その継続期間内で1年間やったということなんですかということを確認したいんです。答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

現在、指定管理の受託につきましては、公社から株式会社の移行に伴う1年間の措置ということで、前回ご承認をいただいたという内容でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、株式会社になった時点で1年間しか契約を結んでいなかったということですか。答弁をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

指定期間につきましては、平成29年4月1日から30年3月31日までの1年間でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 1年間の契約期間で、30年4月1日から新たに期間を設けて指定管理者を募集するということですね。それにしても、株式会社になって指定管理を1年間受けて、1年間しかないのに3年間だか何かの事業計画が上がってきたんです、全員協議会の説明の中で。1年目はこれだけの収益あります、2年目はこれだけの収益あります。いかにも、その期間は契約したものだと思っていました。

だから、単年度契約ならば、何も事業計画、数年の事業計画要らないんです。1年間だけで済むんです。これが3年か何年か、3年、5年だっけ、3年だっけ、5年、5年間の事業計画が上がってきて、村長は答弁で長い目で見てくださいと、実績が上がるまで長い目で見てくださいと答弁ありましたけれども、5年間の年次計画が出て、契約は1年です。そうし

たらば、おのずとその人らは、株式会社、振興公社が継続してやるものだど誰しも思っちゃ
うんじゃないですか。そこら辺、何だかちょっと腑に落ちない面があるんですけども。計
画は計画でいいでしょう。一生懸命、季の里とかそういうのに対して5年間の契約で、私ら
は指定管理者を受けて、5年間かけてこれだけの利益を出しますと、資料を出していただき
ました。でも、契約は1年だったんです。

だから、腑に落ちない。説明の中で、私もちょっと聞き逃したんだか何だかわかりません
けれども、でも、やっぱり誰が見たって聞いたって、5年契約のやつが出て1年しか契約し
ていないんで、あと4年間は誰がやるんだということになると、まだその人らがやるものだ
ど誰しも思うんです。だから、わかりやすいような、契約はこういうふうになっていて、こ
うなっていますと、説明ももう少しわかりやすくしていただかないと。そのときに結んだ協
定書があるはずですから、それはすぐ出していただきます。出していただけますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

まず1点目ですが、5年間の事業計画、それはちょっとおかしいのではないのかというご
指摘でございますが、そもそも事業計画書につきましては、株式会社を設立するに当たりま
して作成をしたものでございまして、決して指定管理を受託するというを前提につくっ
たものではないということでございます。法人設立をするために5年間の計画をつくって、
資金の流れ等々をご説明するため、出資者に対するご説明もございしますが、そういった意味
でつくったものでございます。主たる業務が天栄村営施設の管理運營業務の受託事業という
ような目的の会社でございますので、ああいった内容になっているということで、ご了承を
いただきたいと思います。

また、2点目の協定書につきましては、今会期中にご提出をさせていただきたいと思いま
す。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 課長の答弁はわかります。それは株式会社としての5年間の事業計画
を出したというわけなんですよ。その事業は、じゃ、どこでやるんですかということ。そ
れは株式会社。利益を生むとか収益を上げるのにはどこで事業をやるの。基本はどこにある
んですか、じゃ、それは。あくまでも自分たちでどこかで収益を上げてくるんですか、それ
は。そこら辺の中身がわからないので、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

株式会社の事業内容につきましては、定款に定めがございまして、今、全てを読み上げますとちょっと膨大になりますので、かいつまんで申し上げますと、先ほど申し上げました天栄村有施設の管理運営業務の受託、それから物品販売事業、食堂の経営事業、物品の貸し付け事業、それから各種イベントの企画実践事業などと定められておりまして、そういった内容についての計画でございまして、ご了承いただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） だから、答弁は、いろいろ言い方はあるかもしれませんが、でも、やっているのは今現在のやっている仕事でしょう、はっきり言って、振興公社がやっている仕事は。そうじゃないんですか。お願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今年度実施している事業につきましては、議員おっしゃる内容でございまして。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 答弁はわからないわけではないんですけども、じゃ、定款はいつ提出していただけるのかな。お答え願います。もう何カ月も過ぎているんですけども。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

提出が遅れまして、大変申し訳ございませんでした。定款とあわせまして登記簿の写しも添付するというふうな思いもございまして、ちょっと遅れてしまっておりました。7月の増資の登記がございまして、それから11月に定款の一部変更がございましたので、それらの変更後の登記簿とあわせまして定款のほうを今会期中に提出をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今度はできているものはすぐに提出していただいて、問題が発生しないようにひとつよろしく願いします。

ただ、一番私がその心配しているのは、ある人からこう言われたんです。株式会社振興公社、大部分の人間が社員になっているんじゃないかという話を耳に挟んだことがあります。そうすれば、村が一番の出資株主でありまして、建物や不動産関係が今、村の所有物でありまして、指定管理者として振興公社に委託しているわけです。だから、一応任せたら、株式会社だから口を挟まないでくださいとかそういう問題じゃなくて、何も言えない状態ではないと前に課長のほうから説明あったんですけども、だから、そういうふうにして、どれ

だけの売り上げを見込んで社員にしているんだか、そこら辺の確認もしていただいて、余り社員数が多いと大変な人件費がかかりますから。これは皆さんと同じように、会社に勤めれば会社が半分持つわけですから何でも。だから、そういう経費が膨大になりますと、売上額が反比例しちゃうと、村にまた要請がかかる事態がないとは限らないです。ないということは絶対あり得ないです。いつかはそういう事態が来る、景気の変動で来る場合もあるんです。

だから、そういうことも懸念しながら、やっぱり自分の課の担当する施設物件等はもう毎年、毎年きちっと管理すると。指摘されてから調べたのでは、そのときの担当の課長が一番困るんです。容易じゃないです、本当に。大変苦勞した人もいますけれども。だから、そういうふうにならないようにやっぱり責任を持って、そういうふうを守っていかないと。それを担当するのが副村長だと思うんですけども。副村長にも一生懸命努力していただいて、村のために一生懸命頑張ってもらわないと。

私はやっぱり、ある程度ガラス張りにしてやっていただかないと。書類も何もない、いや、それは定款に書かっていますから、いや、それは協定書で結んでいますので、書類がないのには質問のしようがないです。だから、ある程度の資料は、やっぱり皆さんと同じように議会も所有して、いいとか悪いとか直しながらやっていかないと、村のためにならないうかと思うんです。そういうこと、だから、産業課長にもひとつ、職員の体制状況というのを1回調べていただくことはできませんか、産業課長。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

株式会社のほうに確認をさせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 私は余り、そんな難しい質問をしているわけじゃないです。皆さんが答弁したから、そういうふうに質問しているだけであって。だから、それはやっぱり自分の答弁にはきちっと責任を持って、すぐにでも履行できるものはすぐ履行していただいて、時間のかかるものは、時間はかけても構いません。

あと、検討しますという言葉が一番悪いです。どこまで検討したかわからない。だから、検討するのなら検討した中でも、中間でもいいから報告するとか。していただかないと、その事業はどこまで進んでいるか質問した人はわからないですから。そういうのをきちっと履行していただくようお願いして、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（廣瀬和吉君） 2番、円谷要君の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時11分）

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成29年12月天栄村議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年12月6日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 陳情の付託
日程第 2 議案第1号 専決処分の報告及び承認について
日程第 3 議案第2号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4 議案第3号 工事請負契約の締結について
日程第 5 議案第4号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	森	茂 君
教 育 長	増 子	清 一 君	参 事 兼 総 務 課 長	清 浄	精 司 君
企 画 政 策 課 長	北 畠	さ つ き 君	税 務 課 長	黒 澤	伸 一 君
住 民 福 祉 課 長	熊 田	典 子 君	参 事 兼 産 業 課 長	揚 妻	浩 之 君
建 設 課 長	内 山	晴 路 君	会 管 理 計 者	森	廣 志 君

湯支所 学校教育課	本長 教育長	星 櫻	裕 井	治 幸	君 治	君 君	天保 生涯課	栄所長 学習長	兼 小	子 山	弘 富	幸 美	君 夫	君 君
--------------	-----------	--------	--------	--------	--------	--------	-----------	------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

職務のため出席した者の職氏名

参議 事務局	兼 会長	伊 藤	栄 一	書 記	星 千	尋
書 記		大 須	賀 久		美	

◎開議の宣告

- 議長（廣瀬和吉君） おはようございます。
ただいまより本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は10名であります。
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（廣瀬和吉君） 本日の議事はお手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
-

◎陳情の付託

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第1、陳情の付託について。
本日までに受理した陳情は1件で、昨日、皆さんのお手元に配付しておきました陳情文書表のとおりであります。なお、これにつきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので報告します。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

- 参事兼総務課長（清浄精司君） おはようございます。

1ページをお願いいたします。

議案第1号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第3号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について。

専決第3号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,238万6,000円とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年9月29日、天栄村村長、添田勝幸。

4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補正額1,056万5,000円、衆議院議員選挙の委託金でございます。

歳出、2款総務費、4項選挙費、2目衆議院議員総選挙費、補正額1,056万5,000円。

1節報酬から次ページ、18節備品購入費まででございますが、衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に必要な経費を補正により予算化したものでございます。

補正の理由をご説明いたします。

本年9月28日に衆議院が解散され、10月10日公示、22日投票という日程が決定されました。ポスター掲示場を10月6日までに1週間ほどで設置する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、補正予算の専決処分を行ったものでございます。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第2号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） おはようございます。

議案書の7ページをお開きください。

議案第2号 天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

次ページをご覧ください。

天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例。

天栄村税特別措置条例（昭和58年天栄村条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、地域経済牽引事業促進区域とは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第4条第2項第1号に規定する促進区域をいう。

（地域経済牽引事業促進区域における課税免除）

第3条 地域経済牽引事業促進法第4条第6項の規定による同意を得た同条第1項に規定する基本計画（地域経済牽引事業促進法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）において定められた地域経済牽引事業促進区域内において当該同意（平成31年3月31日までに行われた同意に限る。）の日（以下、この条において「同意日」という。）から起算して5年以内に地域経済牽引事業促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するもの（以下、この条において「対象施設」という。）を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に対しては、当該設置対象施設の利用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の利用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する固定

資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

第3条の2及び第4条を削る。

第5条中「及び第3条の2」を削り、同条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は公布の日から施行し、改正後の天栄村税特別措置条例の規定は、平成29年9月29日から適用する。

(適用区分)

第2項 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第3条第1項の規定により、なお、従前の例により承認を受けた企業立地計画及び同条第2項の規定により、なおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って設置した施設に係る家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例の一部改正)

第3項 天栄村復興産業集積区域における村税の特例に関する条例（平成24年天栄村条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び第3条の2」を削る。

改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の改正及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律に伴う改正でございます。

改正点についてご説明いたします。

お手元の別紙資料、新旧対照表をご覧ください。

第2条の定義につきましては、農村地域工業導入促進法の一部改正により、法律から地方税の課税免除の規定が削除されたことにより、本条例からも同法に準拠する第2条の第1項から第3項までを削除し、第4項にて企業立地促進法より名称が「地域経済牽引事業促進法」と変更になったことによる定義づけを新たに第2条といたしました。

第3条に関しましては、特定地域の課税免除を規定しております。農村地域工業等導入促進法から地方税の課税免除の規定が削除されたことを受け、本条例からもその条文を除き、新たに第3条の2を第3条として、地域経済牽引事業促進法に定義づける地域経済牽引事業促進地域における固定資産税の課税免除を明記したものでございます。

第4条から第6条につきましては、前条が変更になったことに伴う条文等の整理でござい

ます。

附則第3項につきましては、本条例を改正することにより関連のある天栄村復興産業集積地域における村税の特例に関する条例の整備を行ったものでございます。こちらの村税特別措置条例により、村内の工業団地等におきましては企業誘致を促進するために進出企業に対して3年間にわたり固定資産税が減免となりますが、村の減収分については国からの補填を受けることができます。今回、農村地域工業等導入促進法の一部が改正され、同法による地方税の課税免除がなくなり、企業立地促進法を改正した地域経済牽引事業促進法により課税免除及び減収補填が行われることとなります。

説明につきましては以上であります。ご審議の上、ご承認を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 地域経済牽引事業というのは、これ企業立地補助金のことですよね。これ、天栄村には適用になる企業はあったのですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、企業立地促進法の関係なんですけど、税務課の課税免除といたしましては平成21年から平成28年まで延べ12社、約4,839万7,000円、こちらにつきまして減免しております。ただ、立地の補助金、こちらにつきましては我々税務課のほうの所管ではございませんので、差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） さっき12社と今言いましたよね。その12社の企業名は出せないのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

私の手元のほうには資料としてあるんですが、ちょっと企業名は差し控えさせていただきたいというようなことと、延べで申し上げましたのは同じ企業が3年間連続して受けることができるというようなことで、実数でいきますと3社、こちらが該当しているというようなことでございます。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） ちょっと今聞き逃しちゃったんですけども、3社で減免措置、幾らですか、金額。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

○税務課長（黒澤伸一君） 延べ12社で約4,839万7,000円でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは28年、何年間続くのですか、これ。例えば、今年もあるんですか、この補助金というのは。企業立地補助金というは今年も継続しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ただいまご質問のあったいわゆる企業立地促進の関係なんですけど、今現在、これとは別に復興産業集積区域における村税の特例に関する条例と別の条例が震災以降できまして、簡単に申し上げれば、震災でダメージを受けた地域に対して企業立地を促進するという、企業立地というか、この場合については企業立地促進法の場合は主に製造業が中心だったんですが、それ以外のものに関しても、いわゆる工業団地等における中ということなんですけど、ちょっと枠が広がって、さらにちょっと5年間ということで受け入れるような形になっております。ですので、先ほど申し上げましたが、企業立地促進法のほうは26年、27年、28年度受けた会社を最後として、それ以降については復興産業集積区域における村税の特例を受けているというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これで昨年で、28年だから去年で終わりなんですか。今の工業団地、例えば入るといってもそれは当てはまらないということですよ。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この新しい地域経済の牽引する法律というものができ上がりましたので、これから県のほうに申請をしていただいて、その企業さんの例えば新設して新しく入ってくる会社さん、それから今いる企業さんが施設を増設するもの、それが県のほうで認められれば、今改正したこの内容によって、新たに課税免除が受けられるというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ工業団地、今質問していいかどうかわからないですけども、企業の誘致の、工業団地の誘致の問題は今どういう方法でやっているんですか。これはまずいか……了解しました、すみません。終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） おはようございます。

議案第3号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

1 契約の目的。児渡滝田線道路改良工事。

2 契約の方法。指名競争入札。

3 契約金額。5,011万2,000円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額371万2,000円。

4 契約の相手方。住所、福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字八十内18。氏名、株式会社八木沼組。代表取締役、八木沼文彦。

説明資料4ページをご覧ください。

まず、平成29年11月24日付で株式会社八木沼組との間で仮契約を締結したところでございます。

次のページ、5ページをお開きください。

先ほどと同じく11月24日に入札を行った際の経過となります。

次のページ、6ページをお開き願います。

こちら入札に参加した業者の氏名及び開札の結果の一覧でございます。

次のページ、7ページをお願いいたします。

こちら位置図になります。牧之内郷戸地区でございます。

次のページ、8ページをお開き願います。

こちらにつきましては、今回の工事の概要を記載しております。

まず、平面図の下側が北側になります。

道路の延長としましては約168メートルとなります。水路工の全体延長としましては、こちらの引き出し線に記載ありますとおり272.7メートル、このうち東西への水路の延長としまして171メートルです。南北の水路の延長としましては101メートルを計画しております。

次に、提案理由についてご説明申し上げます。

村道児渡滝田線の牧之内郷戸地区につきましては、かねてから側溝や小型の排水路など、大小さまざまな水路や暗渠管からなっております。また、道路から一段低い位置にあったため、道路幅員を狭めている状況でございました。このため、歩行者の安全を確保するというふうな観点から用水路を大型化し、あわせて道路の有効幅員を広げ、歩行者の安全確保を図るものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第4号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） 11ページをお願いいたします。

議案第4号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,169万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,408万5,000円とする。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

15ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をいたします。

歳入、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額6,000万円、見込みによる増でございます。

13款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金、補正額18万9,000円、こちらは村民の方が村外の保育所を利用するための負担金でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額56万2,000円、こちら事業量の増によるものでございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額142万円、確定による増でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額212万円、こちらはシステム改修、それぞれ事業の増によるものでございます。

3項委託金、2目民生費委託金、補正額39万9,000円、こちらも基礎年金のほうの事業量の増によるものでございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額28万1,000円、こちらも事業量の増によるものでございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額5,000円、こちらは確定による増でございます。

2目民生費県補助金、補正額12万5,000円、受給者の増に伴うものでございます。

17款財産収入、2項財産売払収入、5目出資法人清算金、補正額1億円、一般財団法人天栄村振興公社解散に伴う残余財産でございます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄付金、補正額496万円、がんばれ天栄応援寄附金の見込みによる増でございます。

21款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額163万8,000円、こちらは物件移転補償費につきましては、国道118号トンネル工事に伴う支障電柱移転の額の確定による増でございます。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額28万円、こちら国道118号道路改良促進期成同盟会中央要望に係るものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額410万円、役務費につきましては郵便料料金改定による不足見込み分、また、負担金につきましては防犯灯の更新事業の補助でございますが、行政区への補助で不足が出たため、今回補正をするものでございます。

2目文書広報費、補正額28万9,000円の減、不用減でございます。

5目財産管理費、補正額1億4,100万円、財政調整基金の積立金でございます。

6目企画費、補正額79万6,000円の減、こちら8節報償費、13節委託料につきましては額の確定によるものでございます。また、19節高齢者バス利用補助金につきましては利用者の増、また、こども未来応援事業補助金につきましては額の確定によるものでございます。

10目ふるさと納税費、補正額796万円、こちらは8節報償費で寄附金の増に伴う返礼品等、また、基金の積立金でございます。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額25万9,000円の減、こちら確定による減でございます。

2目賦課徴収費、補正額19万4,000円、13節委託料から1節への報酬の組み替え、また、8節につきましては全納が多かったための増額を行うものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額213万3,000円、こちら既存システムの改修に伴うものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額25万円、こちら受給者の増に伴うものでございます。

2目老人福祉費、補正額153万4,000円、こちら介護保険所得指標見直しに係るシステム改修の委託料でございます。

5目障害対策費、補正額112万5,000円、こちら給付費の増に伴うものでございます。

2項児童福祉費、3目保育所施設費、補正額37万6,000円、工事請負費の中で不用減が出たもの、また、保育所の門扉の取りかえ工事を行うものでございます。

3項国民年金費、1目国民年金費、補正額60万5,000円、届け出の電子化に伴う国民年金システムの改修でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額8万3,000円、こちら車両のタイヤ交換に伴うものでございます。

2 目予防費、補正額25万9,000円、こちら平成28年度実績確定に伴う返納金でございます。

3 目環境衛生費、補正額1,032万円、確定による減でございます。

5 目保健センター施設費、補正額302万5,000円、こちら11節で施設の床の補修、塗装等でございます。15節につきましては電話交換設備、設置から20年以上経過して老朽化してきたことに伴います更新でございます。

6 目墓地公園施設費、補正額6万9,000円、浄化槽ブロワーの交換でございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業総務費、補正額3万8,000円、寒冷地手当の不足分でございます。

5 目農業施設費、補正額668万5,000円、14節使用料及び賃借料におきましては、先般、台風21号によります土砂崩れ、その土砂撤去のための重機借り上げでございます。19節におきましては協働の里づくり交付金、当初見込みよりも取り組み地区数が増えたための増、また、基盤整備促進事業補助金につきましては水田暗渠排水の整備事業、村の上乗せ分でございます。

2 項林業費、1 目林業総務費、補正額80万円、こちら電気柵購入の団体申請があったための増額となります。

7 款商工費、1 項商工費、6 目放射能対策費、補正額100万円、こちらは合宿誘致助成事業で申請団体の増、また、誘致キャラバン等を行うものでございます。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、補正額5万円、こちら118号期成同盟会の中央要望に伴うものでございます。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、補正額200万円、11節需用費につきましては除雪車の修繕、委託料につきましては高林バイパス関連の道路台帳更新に伴うものでございます。

2 目道路新設改良費、補正額100万円、戸ノ内丸山線の改良工事の関係でございますが、交付金確定による増でございます。

9 款消防費、1 項消防費、5 目防災行政無線管理費、補正額23万4,000円、非常用電源の修繕でございます。

10 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、補正額37万8,000円の減。15節工事請負費、19節負担金、補助及び交付金、それぞれ事業費確定による減でございます。

3 項中学校費、1 目学校管理費、補正額10万5,000円の減、18節備品購入費につきましては天栄中学校、湯本中学校体育館の屋内消火栓用のホースの更新でございます。19節につきましては、確定による減でございます。

2 目教育振興費、補正額211万1,000円、こちらは天栄中学校がバドミントンで東北大会の出場、また、女子駅伝の全国大会出場ということが決定いたしまして交通費、また、行きにつきましてバス借り上げ、ユニフォーム代等でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額43万6,000円の減、需用費から備品購入費への組み替え、また、使用料及び賃借料につきましては見込みによります減でございます。

5項社会教育費、6目生涯学習センター費、補正額49万3,000円、多目的ホールの階段式になっております座席のほうに手すりを設置するものでございます。

6項保健体育費、2目湯本保健体育費、補正額62万2,000円、こちら体育館へブライトヒーターを購入するものでございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額40万円、農家が行う災害復旧事業への補助として2カ所分を計上したものでございます。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、補正額544万円、大山住宅団地買い戻しによる購入費でございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費41万6,000円。

以上でございます。ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

議案審議の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

あすの開会は午後1時30分から開会といたします。

なお、11時から全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時41分)

1 2 月 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成29年12月天栄村議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年12月7日（木曜日）午前1時30分開議

- 日程第 1 議案第 4号 平成29年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 2 議案第 5号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 3 議案第 6号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について
日程第 4 議案第 7号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 5 議案第 8号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について
日程第 6 議案第 9号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算について
日程第 7 議案第10号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 8 議案第11号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算について
日程第 9 陳情審査報告
日程第10 閉会中継続審査申出
日程第11 発議案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀	溪 仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山	克 彦 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬	和 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 添 田 勝 幸 君 副 村 長 森 茂 君

教育長	増	子	清	一	君	参事兼 総務課長	清	浄	精	司	君	
企画政策 課長	北	畠	さ	つ	き	君	税務課長	黒	澤	伸	一	君
住民福祉 課長	熊	田	典	子	君	参事兼 産業課長	揚	妻	浩	之	君	
建設課長	内	山	晴	路	君	会 管 理 計 者	森		廣	志	君	
湯支所 本長	星		裕	治	君	天 保 育 所 長	兼	子	弘	幸	君	
学校教育 課長	櫻	井	幸	治	君	生 涯 学 習 長	小	山	富	美	夫	君

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議会議 事務局 長	伊	藤	栄	一	書	記	星	千	尋
書記	大	須	賀	久	美				

◎開議の宣告

○議長（廣瀬和吉君） ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午後 1時30分)

◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、議案第4号 平成29年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明は昨日終わりましたので、ただいまから質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 27ページの17節、大山住宅団地買戻しによる土地の購入費544万となっていますけれども、これはどういうことですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

[企画政策課長 北畠さつき君登壇]

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えいたします。

こちらの買い戻しの土地の件でございますが、こちら大山団地に1件、土地は購入していただいていたんですが、住宅を建築していないところがございまして、こちらの方が、今年10月に入りまして建築の見込みがなくなったというお話がございまして、当初交わした契約書では5年以内とはなっておりましたが、5年以内に建てるというふうな当初契約ではなかったんですが、毎年確認はしていたところではあったんですが、この方につきましては、今年に入りまして建てる見込みがないということでございまして、見込みがなくなったということでの、契約書にも書いてありまして、買い戻しができるということになっておりますので、今回、土地の金額を計上させていただいたところであります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 大山団地を造成して二十何年経ちましたよね。最初は特例措置で3年以内に家を建てなければ買い戻すという話だったと思うんですけども、二十何年も経ってから、何で5年前に売ったんですか。5年前に売って、また買い戻しということですか。そ

の土地がずっと残っていたわけですか。残っていたから売りに出して、買う人がいたから買ったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの方につきましては、分譲当時、平成元年のころにお買い求めいただいた土地でありまして、それ以降ずっと住宅の建築をされていなかったということで、再三にわたり村のほうでも、そういった買い戻しの条項もありますのでということでお話はしてきたのですが、予定があるということで、やっと去年になりました見込みがなくなったということがございましたので、土地はずっとその方がお持ちになってましたので、途中どなたかに移動するということは全くありませんでしたので、今回村のほうに申し出がありまして、買い戻しの手続をとりたいということで計上させていただきました。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 平成元年に買ったということですよ。買ってもう二十何年も経って、もう建てませんから買い戻ししますと、役場で買ったならば、これは大変なことになるでしょう。今さら、二十何年も経ってから、特例措置として前は3年間建てなければ買い戻すという話だったんでしょう。

〔「5年」の声あり〕

○4番（服部 晃君） 5年。5年間建てなければ買い戻すという話だったんですけれども、今さら二十何年も経ってから買い戻すというのはどういうことなんですか、これ。大変なことでしょう。大山団地にどんどん入ったら、みんな買い戻すということですか、今でも。これは1つ特例をやってしまうと、どんどん出てくるんじゃないですか、これから。どういうことなんですか、これは。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

こちらの土地は、昨年で全部売っていたんですが、住宅を建てていなかったのはこちらの1件だけだったんです。それで、25年のときにも同じようなケースがあったんですが、この際も同じように当初の金額で買い戻しということで計上させていただきました。また同じ案件ということで、同じ取り扱いをしないと不公平であるということの観点から、今回同じような形で補正計上させていただいたところです。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 私の記憶では、当時4万で売りに出したと思うんですけれども、そし

て今、何で、544万ということは、100坪単位だったら500万。500万ということは、売った当時より高くなったということでしょう、これ。そして今、当時の評価額が下がっているのに、何で高く買わなくてはいけない理由を述べてください。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

金額についてでございますが、こちらの土地に関しましては、428.33平米ございまして、金額、平米単価でございますと1万2,700円ということで、当初の金額どおりでございます、こちら高くしていることではございません。当初の金額どおりでの計上となっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） その平米数とかぴんとこないから、坪数で言ってください。坪単価とあれで言ってください。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北嶋さつき君。

〔企画政策課長 北嶋さつき君登壇〕

○企画政策課長（北嶋さつき君） お答えいたします。

申し訳ございません。坪にいたしますと4万1,910円でございます。総面積が428.33平米でございます。すみません、計算してこなかったのです。129坪でございます。すみません、計算してなくて。申し訳ございませんでした。坪数でございますと129.79坪でございます。金額につきましては、当初この金額で売買させていただいておりますが、民法上こういった買い戻しの特約につきましては、その当時契約した金額で、うちのほうでございますと、お支払いを村のほうで同額をした上で買い戻すことができるというふうに決められておりますので、その金額でということで計上させていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 企画政策課長に言いたいんですけども、もうちょっと大きい声でしゃべってもらえますか。何も遠慮しないで、ここ広いんですから。これ2区画買い戻したんですよね、天栄村で。前にもあったと言っていたでしょう。さっきの話だと、前あったと言っていたでしょう。2区画買ったということですか。これは、村長、どういう意味なんですかね。これ今までも5年以内に建てなければ買い戻すという話だったんですけども、今さらこういう値段も評価額も下がっているのに、こうやって元の買った値段で探すということは、どんどん出てきたらどうするんですか。もし大山団地でうちでもうちでもといううわさになって、どんどん返してよこしたら、みんな天栄村で買うんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員が心配することについては、建物の建った箇所については、それは買い戻しはしないと。あくまでも更地の部分で、ここ1カ所だけが、1区画だけが残っているというようなことで、なかなか、住宅を建てたい建てたいとこれまで言ってきて、結局建てられなかったと。それで村のほうにまたお返ししますと、そのようなことで買い戻しをしたと。前回にあったのも同じようなケースで、それについては購入したいと、一戸建ての家を建てたいという方がいたものですから、それだけ売却して、そちらは家が建ったというようなことでございますので、議員が心配するようなことには発展しませんので、そこはご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） じゃ、これだけで後は心配ないということですよ。これもうどんどん来ちゃってまた、じゃ、全部売れたということですか。248区画でした。あとはみんな物は建ってるんですか。もう更地のままの土地はないんですか。その2区画で終わったんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） ただいまのご質問についてでございますが、土地につきましては、今回の方だけ住宅を建てていなかったということで、ほかの土地につきましては一旦は建てていただきまして、その後、震災等で取り壊しなどがあつたりとかして、取り壊して更地になっているところは何カ所かございますが、それ以外はございませんので、ご了解をお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） では、後は心配ないということですよ。それならばいいんですけれども、何で今さら二十何年も経って、買い戻しという金額が出たのかと思ってああいう質問したんですけれども。わかりました。次に移ります。

23ページ。19節の合宿誘致助成事業補助金100万円と載っていますけれども、これ当初予算で150万円計上したと思うんですけれども、これはこれからも、1月、2月、3月なのに、これはどういうことで100万円を補正するんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

合宿誘致の助成補助金につきましては、当初で150万円、9月の補正で200万円の増額ということでご議決をいただいたところでございます。その9月の補正の200万円につきまして

は、8月までの実績それから今後の見込みということで、200万ということで補正をとらせていただいたところでございますが、11月の半ばの時点で既に314万円というような実績になりまして、残りが40万円程度しかないというようなことで、これからスキーの合宿のお客様もお見えになりますので、昨年度の実績を踏まえますと、約100万円程度は補助の申請が出てくるであろうという見込みがございまして、今回100万円の計上とさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この補助金は、1人に対して宿泊費の半額を補助するという、前はそうだったのですよね。違いますか。補助金の使い方というか、それを説明してもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

補助金の使い道につきましては、その団体にお任せということにはなるんですが、その団体の規模によりまして、10人以上19人までの利用ですと3万円、20人から29人までが4万円、30人以上が5万円ということで、その団体に対して補助をしております。ですので、その使い道につきましては、宿泊費に充てる団体もあれば、移動の交通手段の経費に充てる団体、その他、その使い道についてはその団体にお任せをしておりますが、そういったことで、1人当たり幾らというような補助に限っていないというようなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 10人で3万円ということは1人3,000円ということですよ。3,000円ぐらいになりますよね。10人から19人でしょう。10人から19人が3万円で、30人以上が5万円。そうすると、1,600円。ということは、それだけ使って、例えばスキーでも何でも来て、宿泊はしないで日帰りなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1泊以上という要件がありまして、日帰りに対しては補助はございません。ですので、最低でも10人泊ということですので、1泊入りますから、最低でも10人の団体が1泊していただくというようなことで、宿泊は必ず伴うということでございます。すみません、5人ですので、5人が1泊すると2日間の利用ですから、5人が2日で10人泊ということ。そうですね、19人泊ですと、9人の2日分ということですので。すみません、ちょっとこんがらがってしまいましたが、5人以上の団体が1泊以上した場合に、この補助が出るというようなことでございます。日帰りでは補助対象にはならないというような制度でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） まさか白河市とか、ほかに宿泊するわけではないんでしょう、これ。

みんな二岐温泉かあのペンションかレジーナの森か何かに泊まるんでしょう。まさか白河市とかほかの市に泊まっているわけじゃないんでしょう。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

宿泊については村内の宿泊施設に宿泊をいただいております。それで、その宿泊施設から何人宿泊しましたというような証明書をいただいた上で補助金を交付しております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） そうすると、100万追加するということは、それだけ見込みがあるということですよ。みんな宿泊施設かあのペンションなり二岐温泉なり湯本温泉に泊まった領収書を添付してもらって、初めて補助金を出しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

その領収書の写しの添付にかえまして宿泊施設の証明と。証明書で宿泊の確認をとっておりますので、宿泊自体の領収書の添付は求めてはおりません。施設の証明書をつけていただいているというようなことで運用しております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これは結局、ペンションのオーナーでも何でも、そういうことはやらないと思うんですけれども。何でその領収書をもって、補助金を出しているんだから、領収書をもって間違いないんじゃないですか。何人宿泊して何ぼと言って、初めて補助金出すべきじゃないですか。それを何で宿泊のオーナーさんから証明書をもっているんだと言って、本当にそれ追跡調査しているんですか。間違いなくそこに泊まったというのを確認しているんですか。私は領収書が初めてあって補助金を出すべきだと思うんですけれども、どうなんですかね。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

今まではそういった宿泊施設はないであろうということで、観光協会のほうではそういうふうな宿泊施設の証明書による取り扱いというようなことで運用しておりましたので、正確性を期すためというようなこともございますので、今後の運用につきましては観光協会のほ

うと協議をいたしまして、改善できる部分は改善に努めていきたいというふうに思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） それは信頼はしますけれども、補助金を出すんだから、その人が使った領収書を添付してもらっても別に不思議ではないでしょう。領収書、必ず払いましたよという金額をもらって補助金を出すべきだと私は思うんですけれども。ぜひそういうふうにしてもらいたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今のことについて、ちょっとまだ理解できないので質問させていただきます。これは合宿ということは、学生を対象にした補助事業ということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

補助対象につきましては、学生に限らず社会人の団体も補助の対象としております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 一般の団体もということですが、一般の団体の合宿というのはどんなことをするんですか。ちょっと一般というと考えられないのだけれども。どういったことがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

社会人の団体で一番多いのはテニスの団体でございます。次いで、スキーというようなことになっております。そういった合宿でご利用をいただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） テニスということは、この合宿で多いのはやっぱりテニスとなると、今までのレジーナの森がほとんど、該当するという事なんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

[参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇]

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

テニス自体の練習等につきましては、旧レジーナの森のテニスコートで、宿泊につきましては、旧レジーナの森または周辺のペンションが多いというような状況でございます。宿泊につきましては、レジーナばかりではなくて、周辺のペンションにも宿泊をされているとい

う状況でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この補助金から見ると、相当な団体が入っていると思うんですが、これはどこに泊まったかというのはわかりますよね。どこに幾ら泊まって幾ら払っていると。それを出してみてください。別にレジーナの森のほかにもペンション等があると言いますが、名前は伏せて結構ですが、今までの内訳、全部出してください。今すぐ出ますか。出れば教えてください。

○議長（廣瀬和吉君） 暫時休議します。

（午後 1時57分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時24分）

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、資料をもらって、ちょっと今見た中でも、ちょっと計算が合わないようなところも見受けられます。今の説明を受けた中ですと。ですから、こういうふうには確かに申請書なりきちんともらっている、とっておくことは確かなんでしょうけれども、この資料を見る限りでは、本当に適正に運用されているかどうかというのが大変疑問に思われてなりませんので、この辺しっかりしているというものの、こういった数字の検証をきちんとしないと、今見た中で、課長にも説明しましたが、数字が合わないところが出てきております。ですから、きちんとしているというふうには見受けられません、と思います。課長から見て、間違っていると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

先ほどの人数、それから人泊のお答えがちょっと誤っておりましたので、訂正をさせていただきます。先ほど10人泊が実数は5人だというふうにお答え申し上げたところですが、再度確認をしましたところ、10人泊は実数が10名で1泊すると10人泊ですので……。

〔発言する声あり〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） はい。5人ですと、2泊しないと10人泊にはならないということですので、先ほどの資料の宿泊者数が奇数のところがございまして、例えば31人の団体が1泊すれば31人ということで、奇数も生じるということですので、訂正をさせていただくとともに、運用に関しましては適切に運用しているものというふうに捉えておりますので、

ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 例へば、1団体5人として1泊したときには10人と今言ったんでしょ
う、倍にすると。違ふの、あくまで5人。そうしますと、この村内の数を見ると103人いて
131人というの、これはどういふことなの。参加者よりも宿泊人数が多いといふことはど
ういふことなの。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

1泊のみの団体ですと、その実人数と宿泊者数がイコールになるんですが、そののくり
でいきますと、2泊している団体もございまして、宿泊者数と実人数が合っていないとい
いますか、宿泊者数のほうが多くなるといふようなことになっております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、さっき始まりに言った倍にするといふことは、1泊の場
合には人数が倍になるといふのは間違ひといふことね。あくまで実数といふことね。そうす
ると、ここの場合には2泊、奇数の方が2泊なり3泊したからといふことで、途中で抜ける
人もいたといふことでこいふふうになったといふことなんですね。はい。その数字につい
てはわかりました。だけれども、村長、こいふ団体、これほどかなり入って来ているわけ
ですよ。これを今後1年間ずっとこの合宿に対しての補助、これは続けていくといふこと
ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まだ原子力災害による風評が続いているといふような状況がまだありますので、その状況
を見ながら、今後、県でも合宿誘致なり、いかに福島に来ていただくかといふようなことで、
バスの補助金も出しているんですよ。それで、学生はそのバスの補助金とともにこの合宿
に来ているものですから、県でまだまだ認められるといふような状況があるし、この本村に
おいても風評の影響はまだ続いているといふような状況でございまして、村としても支援
はしていきたいといふようなことで、その辺の動向を見ながら進めて参りたいと。この補助
につきましては、東電のほうに当然これは請求するものでございまして、含めて進めて参
りたいと。今後の状況を見ながら進めていくといふようなことでご理解をいただければと思
ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、村長から、放射能対策費とここにも載っているんですが、これはもらえるんですか、間違いなく。東電からの補償を受けられるんですか。村から持ち出ししなくていいということならまた別なんです。間違いなく請求すればもらえるということでこの事業は実施しているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

東電のほうには、当然これは原子力災害の影響だというようなことで損害賠償の請求はしています。ただ、確約はまだもらってはいないという状況なものですから、ただ村としてはそこに対して支援をしていくというような状況で。ここではっきり東電と約束をしたわけではないんですが、毎年そこについては請求をしていく、損害賠償をしていくというようなことで考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは東電のほうで確約しているわけではないということでしょう。だからもらえる可能性というのは、請求して初めてもらえるかももらえないかわからないというような状況だと思うんですよ。その中で、県はバス代は助成しているというんですが、バス代助成しているから、それとこれとは別だと思うんですよね。村は村での対応。これと抱き合わせて両方補助になっているんだから、こういう事業をやりましょうというならいいんですが。ただ、このやつは元に戻らないというけれども、大体目標はどのくらいまで見てるんですか。宿泊費というか、この天栄村に宿泊される客を助成するということは、どのくらいの数を見込んでおるわけなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

その目安といいますか、目標としている宿泊者数につきましては、やはり震災前の人数というようなことでして、約14万人が宿泊をされておりましたので、28年度につきましては約11万人ということですので、あと3万人程度がまだ戻って来ていないというような状況でございますので、その回復というものをこういった事業を通じて図っていきたいというふうに考えております。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大変数字が大きいんですが、14万人という数字を戻すまでに当初の予算でとって、また足りなくて補正してまた補正する。実際の数字は幾らを見ていたんですか、ここで。大分、当初の計画とかけ離れているんだけど、これだけの数字を見ているとい

う割にしては当初の予算が少な過ぎたんじゃないかと思うんですが。どうですか。

○議長（廣瀬和吉君） 産業課長、揚妻浩之君。

〔参事兼産業課長 揚妻浩之君登壇〕

○参事兼産業課長（揚妻浩之君） お答えいたします。

目標の人数に対して予算的には確かに少ないというようなこともございますが、その宿泊者数の回復につきましては、この合宿の事業ばかりに限らず、それぞれの施設さんのご努力ですとか、それから、国、県全体の取り組みなども通じながら回復を図っていくということでもございましたので、補正補正ということで、大変議会の皆様にはご苦勞なりをおかけして大変申し訳ないと思っておりますが、来年度につきましては、それなりの数字を積み上げをいたしまして、当初予算のほうは編成して参りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 天栄村のためになる補助は、これはやむを得ないと思うんですよ。ましてや湯本の復興に対しての宿泊客を戻すというための事業で、頑張るということで、そのことについてはいいんですが。ただ、村では補助金をくれるからということで、ただ各団体に上げてしまって。それなりに団体ではやっておると思うんですが。本当に適正に運用されているかということ、きちんと検証することも大事だと思います。向こうから上がってくる書類だけ見て、数字だけに充てればいいなというようなことでは困ると思うんですよ。ですから、やはりお金を出したらその検証をして、やはり議会のほうにもこれだけの事業をやって、これだけの人数が増えましたよということを教えていただければ、私たちもこういうことをやってよかったのだな、数字が上がってよかったのだなと思うことがあるわけですから。ただ出しっ放しでどうなっているんだか、本当に実績が上がっているんだか、本当に一つ一つ村の補助金についてはやっぱり全部検証しないと、どうも適正な運用というのがされているんだかどうだかというのがわからないんですよ。

今後はやはり実績を報告しながら、こういった追加の補助出しについては、やはり根本となるのは数字ですね。ここまで上がってきているんですよといった数字を一緒に上げていただいて、我々が納得する補助事業にさせていただきたいというふうに思います。あとは了解しました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 19ページの議会費、28万円。これは旅費とあるんですけども、これは118号の期成同盟会の陳情の旅費だということは伺いましたが、9月に地鎮祭をやってから、目に見えて118号の鳳坂トンネルの工事、一体、今現在どういう工事をやっているのか

というのが目に見えてこないんですが、今現在の工事の内容というのを説明してもらえますか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

トンネル工事につきましては、9月に開通安全祈願祭のほうを開催しまして、その後保安林解除等々の申請をされて、その解除を待っているというふうな状況でございます。保安林解除等が必要ない部分に関しましては……

〔発言する声あり〕

○建設課長（内山晴路君） 失礼しました。訂正させていただきたいと思います。6月に安全祈願祭等を行いまして、その後、保安林解除等の申請の解除を待っているような状況でございます。今現在のところ、保安林解除に関係のない場所で、旧道敷の路盤の改良を過日終了しまして、残土処理場、こちらのほうの伐採等、造成等を行っているような状況でございます。今のところ冬期間の車両規制、そういったものも含めまして、一般交通の影響がないようにというようなことで、春先からのトンネルの着手というようなことで予定されているというふうには伺っております。

すみません、もう一度訂正させていただきたいと思います。先ほど春先というふうなことでお答えを申し上げましたが、来年の秋ごろからというようなことで訂正させていただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） そうすると、来年の秋に本格的な工事に入ることなんですが、その理由というのは、あと10カ月ぐらいありますけれども、何ですぐ入れないかというのわかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

過日の打ち合わせの中で、私がお聞きした中では、保安林解除の申請等々の手続、こちらの訂正と、そういったものを踏まえまして、ちょっと今のところ時間がかかっているような状況であるというふうなことは伺っております。それ以外の部分に関しましては、ちょっと私のほうでは把握しておりませんでしたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） ということは、保安林解除というのは、これから半年以上かかるというふうなことで、それが解除されない限りは工事着工できないということではないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

トンネルの方向の位置が、どうしても保安林解除の位置と重なるというふうなことがあるものですから、解除が完了しませんと工事に着手できないというようなことでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 保安林が解除にならないと着工できないと、本格的にできないというのは、これは最初からわかっていたこととか、予見できたことじゃないんですかね。それが、今年の、本来ですと9月ぐらいにもう始まるというようなことを聞いていたんですけども、そのころには解除できるというような見通しでやっていたんじゃないんですか。それができなくなった理由というのは何かあるんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） お答えをいたします。

当初、昨年9月ごろに保安林の解除というふうな形で進めていたわけですが、トンネルのルートが事情によりまして変更というふうな形で、その変更に伴いまして保安林の解除の申請を再度やり直したというふうな経過がございまして、そのために時期がずれてしまったというふうなことでございます。詳細についてはちょっと私のほうで伺っておりませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） 実は、これからこの予算をとって、いつになるかまだはっきりしていないんですけれども、中央のほうに陳情に行くということなんですけれども、そういう事情をわからないで、我々は陳情に行っても話が通じないと思うんですよ。

それで、一番心配しているのは、心配というか、我々議員も今質問して、今どういう状況なのか、いつちゃんと着工するんだとかという不安もあるんですけれども、それを聞いても課長もよくわからない。よく話聞いてないからわからないという今の答弁でしたが。これは住民、特に湯本の住民は、ずっと秋からトンネルが決まる前よりも、決まってからのほうが、どうなっているの、いつ掘るの、というふうな質問がすごく多いんですよ。今どういう現状なの、本当に掘るの、という話まで聞きます。特にお年寄りの方なんかは、死ぬまでにぜひ鳳坂トンネルをくぐりたいんだという、そういう話まであるんですけれども、これ全然情報がわからないんですよ。我々が陳情に行くのにも、わからないで行けるのかということもあるし、地元の人も、一体どうなっているんだというふうなことで、わからないんですよ。そ

れで、私が今聞いても、はっきりした答弁ができない。

これはやっぱり、きちんと現場の会社と常に情報交換をしていて、それを例えば月に一回とかそういうふうな感覚で、今こういうふうな状態なんだ、こういう工事やるんだとかというような情報をぜひ住民の人に出してもらわないと、おまえら、私ら議員のことね、おまえら何やっているんだというような、ちゃんとやっているのというふうなことまで言われるんですよ。その辺、今後きちんとやってもらえるのかどうか、村長、答弁してください。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この件に関しましては、私も詳細についてはちょっと聞いていなかったものですから、ただ、今後は皆さんのそういう不安を払拭すべく、県のほうとも連絡を密にしながら、知り得た情報は提供しながら、この進捗について進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 5番、小山克彦君。

○5番（小山克彦君） とにかく着工は一応したわけですから、早期開通というものを目指して私ども議員も一生懸命協力をしていきたいというふうに思いますので、ぜひその辺の情報とかをきちんと流してもらって、議会、村一緒になって早期開通に向けてやっていかなくてはならないと思いますので、よろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 19ページの総務費の中の、この19節ですか、負担金及び補助金の防犯灯更新事業補助金ということで170万上がっていますが、これはLED化ということですか、防犯灯の。どういう補助金なんでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

[参事兼総務課長 清浄精司君登壇]

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

これまで各行政区からの申請を受けて行政区への補助をしておりました。行政区から出てきた数が当初予算額よりも多くなったために、今回行政区への補助のため、LED化の補助のための予算化を今回上げさせていただいております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 何年か前からこれをやっているということは、議会のたびに報告を受けているんですが、これ全部がLED化になるというのは、あと何年とか、1年とか2年と

かというふうな目標を持っていると思うんですが、何年ぐらいには全部終わる予定ですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今年度で、8割方の行政区のほうから申請が上がっております。あと、今年度ではなく来年度やるという行政区もございます。それで、来年度では、各行政区から要望が上がっている補助につきましては全て終了する予定でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 了解しました。

ちょっと関連して、同じ防犯上のことで、非常に重要だなと思う事項なものですから質問しますが、実は、防災無線、各家庭に防災無線が入っています。だけれども、何件か私聞かれています、いわゆるどこの家も隠居屋というのがあるんですね。この隠居屋には防災無線ないんですね。この隠居屋に対して防災無線を取りつける場合は、幾らかお金出すとか、あるいは無料でやってくれるとか、そういうふうなことは決まっているのでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

隠居屋ということでございますが、これまでも、母屋と隠居屋が別棟になっているところにつきましてご要望をお伺いいたしまして、これまで設置しております。もしそのようなところがあれば、言っていただければ、1つの建物の中で2つというわけにはいかないんですけども、建物が別の場合はこれまでも設置しておりますので、言っていただければ、現地確認の上設置をさせていただきたいと思っております。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 別棟になっていればということなんですが、どこでも恐らく親と同居されている方は、ドア1枚で仕切って、ドアを閉めれば聞こえないという状態がほとんどじゃないかと思うんですね。それで、これはやはり別棟じゃないとだめだというのではなくて、そういった場合でも何らかの方法を講じなくちゃいけないんじゃないかと思っております。私、数件そういうことを、住民の方からどうなんだというふうなことを聞かれています。ドア1枚閉めちゃいますと全然聞こえないと、検診の連絡とかいろんな重要なことがあっても聞こえないんだと。何か聞こえたと思ってドアを開けて行くと、もうそのころには放送が終わっているというようなことがしばしばだというようなことも言われていますし。私が言うまでもなく、最近では北朝鮮の問題もありまして、Jアラートですか、例の放送が鳴っても正確に伝わらないというようなことがあるわけですね。この辺のことをやっぱり勘案して早急にこれ

は対策をとるべきじゃないかと思いますが、村長、どうでしょうか。

○議長（廣瀬和吉君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

本当に同一の建物の中で、ドア1枚で聞こえないというような状況であれば、異常気象が続いている中で、いつどんな災害が発生するかわからないというような状況でございますので、早急にそういった検討を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ともすると、いろんなことで行政の責任が問われる時代でございます。早急にこのことを検討していただいて、設置をするような方向で考えていただければと思います。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 20ページをお願いいたします。2目の賦課徴收費の中で、8節報償費で税の報償金、固定資産税の報償金が出ておりますが、この以前にもちょっと聞いたことがあるんですが、ちょっと確認の意味で、いつころまでこの報償金が出るか、たしかずっと出るということではないと思うんですが、その辺詳しく説明をお願いします。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、前納金の報償金というようなことでお尋ねかと思いますが、こちらについては、固定資産税分のみ前納報償というようなことで行っております。平成27年度までは、固定資産税と住民税というようなことで前納報償制度があったんですが、やはり社会趨勢の変化から住民税に関しては特別徴収の方が大部分を占めるようになってしまったというようなことで、税の公平性が保てないというようなことで、28年度をもって廃止させていただきました。その際に固定資産税についてもいかがなんだというようなお話をいただいたところだったんですが、固定資産税につきましては、28年度より以前は、お支払いの金額、大体約2.1何%なんですが、そういったものについて、無制限にお支払い、お支払いというか補填していたところなんですが、そこに一人当たり上限を3万円というようなことを設けさせていただいて、現在も続けさせていただいております。

私の立場から申し上げることでもないのかもしれないのですが、固定資産税は村税の約6

割方を占めている大きな自主財源でございます。そのうちの、調定額でいえば4億3,000万円という大きな金額が、この前納報償金を使うことによって、約55%の方が前納していただいて、2億4,300万円という大きなお金が5月末までに村の財政として入ってくるというようなことでございます。そうした場合に、村の財政的にも年度当初のほうから大きな収入が見込めるというようなことで、それと住民の方の納め忘れの防止というメリットもございますので、こちらにつきましては、社会趨勢、それから近隣町村の状況を見ながら続けさせていただければというふうには思っております。

ちなみに、今現在、ほかの県内の59市町村の中で27市町村、こちらにつきましては、固定資産税の前納報償金を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） そういたしますと、何年度までこの報償金制度を続けるというような、まだ決まりは現在のところはないんですね。考えておらないということに捉えてよろしいんですか。

それから、もう一つ。個人で税金を納めている方、それから納税組合という組合を設置しておりますね。その組合は何団体ありますか。それで、その報償金のパーセントの、個人で納めても、それから組合で納めても報償金のパーセント額は同じなんですか。違っていたら、どっちが何%の報償を与えている、補填している、組合では幾らとわかりましたら、お聞かせ願います。

○議長（廣瀬和吉君） 税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず1点目の固定資産税の前納報償金制度につきましては、現在のところ、先ほども申し上げましたとおり、時代の趨勢を見ながら続けさせていただければというふうに思っております。

それからもう一点の納税組合につきましては、今現在、納税組合組織といたしましては98組合ございます。加入世帯数は631世帯というようなことで、全世帯のうちの32.98%、こういった方が今、納税組合に入っているところでございます。ただ、こちらも以前は完納していただくと完納報償金というものをお支払いしておったんですが、今につきましては、やはりほとんどの方が、7割の方が納税組合にはもう入っていらっしゃらないというようなことで、完納報償金につきましては廃止させていただいて、ただ、組合長さんから各組合員の方に配っていただく、そういった手間賃と組合割、そういった基本的なものを世帯割でお支払いしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） この報償金制度は、とにかく村の財政に関係する滞納者を出さない、収納率を上げるという意味でも大変よい制度かと思っておりますので、何年度までこれを継続するということは今のところは考えていないというようなことではございますが、やはり収納率を上げるためには、これも一つの手段かと思っておりますので、なるべく続けていってほしいなというような気がいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次もう一点。25ページ、2目教育振興費の中で、19節の負担金、補助及び交付金の中で、この各種大会等出場補助金は、たびたび話に出ております中学校駅伝部の出場に対する補助金等と思ひますが、今回、滋賀県で行われます全国大会に出場いたしますね。それで、その応援体制とはどのようなになっているのでしょうか。もしもここで説明できればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 応援体制の件なんですけれども、まず規定によりまして、全国大会につきましては、村のほうから応援に行くというふうなことであれば、上限50万というふうなことの補助をするというふうなことになっております。それで、保護者を中心にして、応援に行きたいというふうなことは学校からの申し出にございましたので、その辺については今現在、大型バスをチャーターいたしまして、車中泊で往復して応援に行く体制を、今整えている最中ではございます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 議会からも代表として議長が行くというような話ではございますが、詳しくここで、父兄の方というか保護者の方が何名、あとは教育関係者の方何名とか、学校の先生方何名とかという、そういう詳しい人数はわかりますか。

○議長（廣瀬和吉君） 教育長、増子清一君。

〔教育長 増子清一君登壇〕

○教育長（増子清一君） 現在、保護者、あと教育委員会関係とか、そういうふうなものについては、今具体的な形で集計、最終集計はしておりません。ただ、今、中学校の大型バスについては、保護者中心、あとは教育委員会関係、学校関係、教育者関係、そういうふうなことで考えていますけれども。あと、村と議会云々につきましては、今後どのような形になるかはわかりませんが、ただ、バスにはまだ余裕があるというふうな話で聞いておりますので、もしバスを利用したいというふうな場合については、教育委員会のほうに申し出ていただければ、まだ余裕はあるというふうなことなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（廣瀬和吉君） 9番、後藤修君。

○9番（後藤 修君） 私が何でこんなに詳しく聞くのかといいますと、私の地元でも選手の方が1名おります。知っていると思いますが。どうしても近所の方が、どのような方が応援に行くんですかと私も言われるんですよ。全然そんなことは内容的にわからないものですから、ぜひ今度聞いてみますということをおいたものですから、今日聞いたわけでございますが。とにかく、今度の全国大会、大変みんな、住民の方も注目しておりますし、関心を持っております。先日のスポーツ新聞の裏一面、ああいうふうに大きく出まして、議員の方も感心して見たんですが、ぜひ今度はよい成績で朗報を待っておりますので、そのように教育の皆さんで応援をしていただきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） 20ページのふるさと納税費についてお聞きしたいんですが。この中で、496万もらって300万の報償費を出しているんですね。それで、当初予算を見ると、当初予算は1,328万4,000円のその他となっていて、一般財源1,000円計上して、その報償費とか何かいろいろ差引いた積立金と言って455万を基金のほうに入れたわけですね。ということは、この考え方からすると、300万を報償費に使えば、残りの196万が25万の積立金に上がるんじゃないかというふうに考えるんですが、そこらはどうなんでしょうか。当初予算ちょっと見て、確認お願いしたいと思うんですが。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

[企画政策課長 北島さつき君登壇]

○企画政策課長（北島さつき君） お答えをいたします。

ふるさと納税の予算編成につきまして、当初予算では、先ほど議員がおっしゃるとおり組み立てていたわけですが、今回の予算編成に当たりまして、同じような組み方になっていないというご指摘だと思うんですが。大変申し訳ございません、こちらにつきましては、考え方といたしまして、ふるさと納税に係る経費を除いた分を積み立てるということで当初予算で計上していたわけだったのでございますが、こちらにつきましては、国のほうからの通知がその後、当初予算編成後、4月に入りまして国のほうから改めて、総務省のほうからなんです通知が参りまして、ふるさと納税のそもそもの考え方として、ふるさと納税は、納税で寄附金の控除制度を受けられるものであり、返礼品につきましては、各自治体がそれぞれふるさと納税という制度の中ではなく、独自に返礼品を準備してお送りしているものというふうな捉え方を改めて強調した上で通知をいただいたところであります。

その中で、うちのほうも協議はしていたところではあったんですが、まだ最終的に3月に

なるまではどのようにお金が動くかはわからないのですが、現状といたしまして、経費分を当初に見込んで35%で積立金をしていただいていた部分を、今回ちょっと変更させていただいたところでごさいます、その辺私どものほうで議会のほうにきちんと説明をできていなかったことに対して大変申し訳なく思っておりますが、今回そのような中身で、一旦寄附金としていただいたものは、一時的に積み立てるといような形で、その後また経費をもう一回再検討といたしますか再分析、まだこれからちょっと報償費も動くものですから、その辺で、今回は上げさせていただいているといような状況でごさいます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうしますと、総務省の通達での関係でこういうふうに計上したといふことで、そうしましたら報償費の300万については、あくまでも暫定的なあれで計上したといふことで、3月の補正のときには大体わかるといようなことで理解してよろしいんでしょうか。多分2分の1とかといふ、総務省あたり言っていたと思ふんですよね。だから、当初予算のときは35%分は基金のほうに入れて、残りはお返ししますよ、なんていふことだったんですけれども、そこらの兼ね合いがどうなのかなといふことで、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北島さつき君。

〔企画政策課長 北島さつき君登壇〕

○企画政策課長（北島さつき君） お答えをいたします。

先ほどの2分の1といふのは、返礼品の率のことかと思ひますが、こちらにつきましても、4月に入りましてからやっぱり国のほうから指摘がございまして、やはり新聞報道にもございしましたが、30%以下にするべきであるといふ方向はいただきました。ただ今年度につきましても、パンフレットも新しくしておりましたことありまして、そのまま続けております。それで30%以下ではございせん。今までどおり50%程度で考えております。その後、また総務大臣がかわったこともあるんですが、その辺は今年度はその様子を見ているところもありまして、来年度からは、そういった総務省の通知を勘案しながら見直しをかけていきたいといふふうには考えております。

また、経費の分の35%残り分もといふ、その考え方でございすが、こちらにつきましても、今年の1月に臨時会で計上させていただいたところではあつたんですが、そのときにご指摘を受けていた内容かと思ふんですが、そちらにつきまして、当初予算時に編成して、その反映をさせていたはずであつたんでございすが、大変申し訳ございせん、こちらの手違いといひますか、議員の皆様方にご説明がなく計上していることに対して、おわびを申し上げたいと思ひますが、最終的には3月の決算の時点で、もう少し皆様に明確に、経費と積み立ての分を整理した形で説明をさせていただければといふふうには考えております。

○1番（北畠 正君） 了解いたしました。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「議長、もう一度質問してよろしいでしょうか」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） すみません。では、今の件なんですけれども。ふるさと納税のこの費用というのは、当初の予算で、ふるさと納税のお金は別に収益で受けているんでしょう。これはあくまで費用として見た金でしょう。そうしたら、これが余ったということですよ、今度。金が余っているから、がんばれ天栄応援寄附金積立へ496万入れるということでしょうか。これだけ費用要らないからということですか。

○議長（廣瀬和吉君） 企画政策課長、北畠さつき君。

〔企画政策課長 北畠さつき君登壇〕

○企画政策課長（北畠さつき君） お答えをいたします。

こちらの496万につきましては、余ったものという考え方では、積立金のほうかと思うんですが、こちらにつきましては、寄附金で496万を見込んでおりますので、そちらを一旦、積立金という、仮の形ですがそちらに入れておくということで、経費分を差引いた金額がここに計上しているわけではございません。それで、当初予算編成時には、経費分残った分を計上するというようなことで、計上させていただいたところではあったんですが、今回、そういった先ほどお話をさせていただいた内容に変えさせていただいているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと理解に苦しむんですよ。補正でこの496万というのは、この費用が余ったからこの応援基金のほうの積み立てに入れるという解釈でいいんですか。費用は、今、これ費用として上げる、何というかな、要するに私が言いたいのは、これは当初の予算で、収益とは別に費用として予算化したんでしょう。そしてここの基金の積み立てに入れるということは、お金が、費用がこれだけ使わないから積立金に入れるという解釈でいいんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 総務課長、清浄精司君。

〔参事兼総務課長 清浄精司君登壇〕

○参事兼総務課長（清浄精司君） お答えいたします。

今回、歳入のほうで496万円ほどふるさと納税ということで見えております。そしてそのまま今回496万を積立金のほうに見えております。これにつきましては、先ほど企画政策課長が説明いたしました、総務省のほうから、ふるさと納税はふるさと納税、あと、返礼費は返礼費で別で考えるべきだというふうな通達というか、そういうものがございました。

その中で、当初の予算の考え方としては、ふるさと納税あったもののうち、例えば、1,300万なら1,300万見込んだうち、返礼品等に係る部分、そしてそれ以外の部分ということで、この積立金のほうに計上させていただきました。その後でございますが、総務省のほうから、その返礼品を前提に考えるべきではないというふうな通達が来たものですから、今回の補正予算につきましては、ふるさと納税で寄附があったものにつきましては、一度積立金のほうに入れまして、あと歳出部分につきましては、別途計上させていただいた、余ったからということではなくて、一度入ったものは入ったもの、入るものは入るもの、出るものは出るものということで別に予算立てさせていただいたというふうなことでございます。

○議長（廣瀬和吉君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 理解に苦しんでおります。後でゆっくり聞かせていただきますので、やめます。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休議いたします。

10分ほど休みます。

(午後 3時20分)

○議長（廣瀬和吉君） 休憩前に引き続き再開いたします。

(午後 3時29分)

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、議案第5号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 28ページをお願いいたします。

議案第5号 平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億4,096万5,000円とする。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

30ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、9款繰入金、2項基金繰入金、1目国保基金繰入金、補正額4,000万円。基金からの繰入金でございます。

歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額4,000万円。こちらは一般被保険者療養給付費見込み額の増によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、議案第6号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第6号 平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,200万2,000円とする。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

33ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額23万5,000円。一般会計繰入金でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額23万5,000円。3節の職員手当等、こちらの補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第7号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第7号 平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,032万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,364万5,000円とする。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

36ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,032万円の減でございます。こちら一般会計繰入金につきましては、事業費の減額に伴う繰入金の減として計上しておるものでございます。

歳出、2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額1,032万円の減でございます。こちらにつきましては、13節委託料、15節工事請負費ともに、下河内地内の新配水池の稼働に伴いまして、施設排水管との接続に際しまして大規模な接続がえを想定しておりましたが、一般的な通常の接続による工法で対応可能となったことに伴いまして減額するものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第8号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第8号 平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額208万9,000円のうち歳出を補正する。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

39ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額12万5,000円。13節委託料の増額でございます。こちらにつきましては、処理水の水質悪化を防止するための対策費用としまして計上しております。また、対策後の水質検査というようなことで再検査に伴う費用として計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額12万5,000円の減でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第9号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第9号 平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額6億8,889万4,000円のうちで、歳出を補正する。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

42ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型介護サービス給付費、補正額240万円。地域密着型介護サービス給付費見込み額の増によるものでございます。

8目居宅介護住宅改修費、補正額108万円。住宅改修利用者増によるものでございます。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額348万円の減。こちらは要支援1、2の方が制度改正に伴い、事業対象者へ移行したことによる減額補正でございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） この地域密着型介護サービス給付費なんですけれども、これ3,000万あって240万の補正でしょう。介護される方が増えたということですか。どういう介護で増えたんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

地域密着型介護サービス給付費の中には、グループホーム、認知症対応型共同生活介護のグループホーム天栄ができたことと、28年の4月から小規模の通所介護、みんなのデイとか18人以下の小規模の通所介護のほうがこの地域密着型のほうに移行したことによりまして、ちょっと見込み額が少なかったということで増額になっております。今までは違う項目のほうで見ていたので、地域密着型の方に移行してきたことにより増えたということになります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 住民福祉課長、これはだんだん増えていく可能性ありますよね。これ3月までにはまだ補正組む予定というわけじゃないんですけれども、そういう増える可能性はあるんですか、まだ。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

12月の補正を組むに当たりまして、今までの給付費の見直しをずっとしてきたんですけれども、3月までどうにか、今のところではもちそうなところでおります。ただ天栄ホームの増床に伴いまして、まだ12月の給付の請求が今回来たばかりですので、余り思ったほど増えていなかったんです。在宅でマックスまでサービスを使っていた方々が入所したということもございまして、給付費に余り影響していないというのが今の状況ですが、もう少し上がるかなということではちょっとは見込んでおります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 来年度の予算にはどのぐらい予算計上する予定なんです。来年のことになりますけれども、大分増額になるんじゃないですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

介護保険制度につきましては3年に1度の見直しがありますので、制度改正の部分もありますし、介護報酬のほうの見直しも係ってきますので、まだちょっと給付費がどのぐらいまでというような総体的な金額を、この場で申し上げるのはちょっとできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ、前に策定されたのが今年で最終年度ですよ。そして今度、策定の、例えば個人の標準型でしたか、あるいはもう大体決まったんですか。介護保険料が金額幾らになるというのはまだ決まってないんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

まだ算定の段階でありまして、確実に決まるのが2月ぐらいになると思うんですけども、本格的に金額が決まるのが2月ぐらいになると思うんですが、なるべく実績を最後まで追って行って、それを反映させて見込んでいくものですから、もうしばらくかかるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 今のは了解したんですけども、あと今度、介護予防サービス給付費、その348万の減額補正が出ているんですけども、介護予防サービスというのはどういうサービスなんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

介護予防給付サービス費といいますのは、要支援1と要支援2の方がサービスを利用されている、そのサービスの給付に当たります。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） 要介護3、4、5にならないように予防するという意味なんですか。どういふことをやって予防をしているんですか。

○議長（廣瀬和吉君） 住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） お答えいたします。

予防に関するものではなく、介護認定者というものは要支援1、要支援2、介護1から5までに分かれておりまして、要支援1、2の方が利用されるサービスの給付費を予算上介護予防サービスのほうで計上しているもので、介護1から介護5までの方につきましては、居宅サービス費とか施設サービス費とかというような名目になっております。

○議長（廣瀬和吉君） 4番、服部晃君。

○4番（服部 晃君） これ項目がおかしいんじゃないですか。予防サービスなんだから予防するのに、下げるのに予防している意味なんでしょう、これは。何だかちっとも意味が、介護予防……

〔発言する声あり〕

○4番（服部 晃君） 後で。了解しました。

以上で質問終わります。

○議長（廣瀬和吉君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第10号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、熊田典子君。

〔住民福祉課長 熊田典子君登壇〕

○住民福祉課長（熊田典子君） 議案第10号 平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正

予算についてご説明申し上げます。

平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,704万8,000円とする。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

45ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、5款諸収入、3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額2万1,000円。こちらは被保険者の所得修正に伴い、県の広域連合より保険料の還付金が入金になるものでございます。

歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保健医療還付金、補正額2万1,000円。先ほどの歳入、県の広域連合会から入ります歳入をそのまま歳出するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第8、議案第11号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、内山晴路君。

〔建設課長 内山晴路君登壇〕

○建設課長（内山晴路君） 議案第11号 平成29年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

（総則）

第1条 平成29年度天栄村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額126万円。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額126万円。

平成29年12月5日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお願いいたします。

平成29年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書でご説明申し上げます。

（収益的収入及び支出）

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額126万円。こちらにつきましては、2節水道加入金、水道加入金の増加に伴うものでございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額78万5,000円。

5節修繕費、こちら水源及び排水管の修繕費として計上しております。

4目総係費、補正予算額47万5,000円。2節手当等の増でございます。

13節修繕費、こちら車両等の修繕費として計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（廣瀬和吉君） 日程第9、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、さきに総務常任委員会に付託となっておりました事件1件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成29年12月7日。天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員長、小山克彦。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号5。付託年月日、29年11月28日。

件名、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情。

審査結果、採択。

委員会の意見、広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た今年7月7日、核兵器禁止条約が国連で122カ国の賛成を得て採択された。戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し推進の先頭に立つことが求められる。日本政府がすみやかに禁止条約に調印することを求める。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書の提出。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） 報告が終わりましたので、これより総務常任委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、平成29年度受理番号5、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

委員長報告のとおり採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会中継続審査申出

○議長（廣瀬和吉君） 日程第10、閉会中の常任委員会継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申し出を願います。

議会運営委員会委員長、大須賀溪仁君。

〔議会運営委員会委員長 大須賀溪仁君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大須賀溪仁君） 平成29年12月7日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。
天栄村議会議会運営委員会委員長、大須賀溪仁。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項並びに委員会運営に必要な調査研究のため。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思
います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申し出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 平成29年12月7日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、研修並びに調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

以上です。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長よりの申し出を許します。

産業建設常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔産業建設常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（揚妻一男君） 平成29年12月7日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究並びに広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長より申し出を許します。

議会広報常任委員会委員長、渡部勉君。

〔議会広報常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（渡部 勉君） 平成29年12月7日、天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思ひます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（廣瀬和吉君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで、追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 4時09分）

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時11分）

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第11、発議案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番、小山克彦君。

〔5番 小山克彦君登壇〕

○5番（小山克彦君） 発議案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年12月7日。

提出者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 北島 正

天栄村議会議長、廣瀬和吉殿。

提出理由。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た今年7月7日、核兵器禁止条約が国連で122カ国の賛成を得て採択された。

戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し推進の先頭に立つことが求められる。

日本政府がすみやかに禁止条約に調印するよう、国へ意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣、外務大臣。

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

以上で、今定例会の会議に付託された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって平成29年12月天栄村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 2月20日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 渡 部 勉

署 名 議 員 熊 田 喜 八

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	専決処分の報告及び承認について	12月6日	承認
2号	天栄村税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	12月6日	原案可決
3号	工事請負契約の締結について	12月6日	原案可決
4号	平成29年度天栄村一般会計補正予算について	12月7日	原案可決
5号	平成29年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	12月7日	原案可決
6号	平成29年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	12月7日	原案可決
7号	平成29年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	12月7日	原案可決
8号	平成29年度天栄村簡易排水処理施設特別会計補正予算について	12月7日	原案可決
9号	平成29年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	12月7日	原案可決
10号	平成29年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	12月7日	原案可決
11号	平成29年度天栄村水道事業会計補正予算について	12月7日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書の提出について	12月7日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受 理 年 月 日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
5	平 成 2 9 年 1 1 月 1 7 日	日本政府に核兵器 禁止条約の調印を 求める意見書採択 についての陳情	福島県須賀川市南町336 いわせ教育会館気付 原水爆禁止須賀川協議会 理事長 吉田 豊美	総 務 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付 託 年 月 日	件 名	結 果
5	平 成 2 9 年 1 1 月 2 8 日	日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書 採択についての陳情	採 択